

東大阪市子ども・子育て会議・利用料検討部会合同会議（第12回）

会 議 次 第

平成26年 9月24日(水)
午後2時00分から4時00分
総合庁舎18階 大会議室

1. 開会

2. 議事

(1) 利用者負担について【資料1】

(2) 地域子育て支援事業について【資料2】

(3) 留守家庭児童育成クラブについて【資料3】

(4) 意向調査の結果について【資料4】

(5) 支給認定証・支給認定申請書について（報告）【資料5】

(6) その他

3. 閉会

子ども・子育て会議委員名簿(50音順、敬称略)

		氏名
1	小学校児童保護者	阿部 美枝
2	関西福祉大学社会福祉学部社会福祉学科准教授	井上 寿美
3	子育てサークル等代表者	小田 美亜
4	UAゼンセン万代ユニオン中央執行副委員長	櫛田 育子
5	在宅で子育て中の保護者の代表	佐藤 奈美
6	大阪府立大学人間社会学部	関川 芳孝
7	東大阪労働組合総連合委員	千谷 友美子
8	東大阪市私立保育会会長	高山 昌弘
9	東大阪市私立幼稚園協会会長	竹村 明
10	東大阪市障がい児相談支援及び通所サービス等施設連絡会長	中西 良介
11	保育所保護者	中泉 あゆみ
12	大阪人間科学大学社会福祉学部教授	中川 千恵美
13	東大阪市留守家庭児童育成クラブ協議会会長	平川 康熙
14	東大阪市立小学校長会役員	景山 雅雄
15	東大阪市PTA協議会学校園委員会委員長	藤井 教之
16	鴻池子育て支援センター所長	古川 玲子
17	東大阪市立幼稚園長会幼保問題担当	松葉 朋子
18	幼稚園保護者	森内 庸介
19	認可外保育施設代表者	八木 教雄
20	東大阪大学副学長	吉岡 眞知子

関川
会
長

○

中川
副
会
長

○

傍
聴
席

○ 中西委員
○ 中泉委員
○ 平川委員
○ 古川委員
○ 松葉委員
○ 森内委員
○ 八木委員

○ 阿部委員
○ 小田委員
○ 景山委員
○ 佐藤委員
○ 千谷委員
○ 高山委員
○ 竹村委員
○ 藤井委員

○	○	○	○	○	○	○	○
---	---	---	---	---	---	---	---

子どもすこやか部次長
川西
保育室長
寺岡
子どもすこやか部長
田村
副市長
立花
教育次長
南谷
学校管理部長
出口
社会教育部長
川崎

○	○	○	○	○	○	○	○
---	---	---	---	---	---	---	---

健康づくり課長
山本
子ども家庭課長
菊地
保育課長
堀ノ内
新制度準備課長
関谷
学事課長
松田
学校管理部長
清水
青少年スポーツ室長
安永

○	○
---	---

地域社会研究所

東大阪市子ども・子育て会議・利用料検討部会合同会議（第12回）

配布資料一覧

- 【資料1】 利用者負担について
- 【資料2－1】 子ども・子育て支援事業計画（素案）について
- 【資料2－2】 計画(素案)修正ポイント
- 【資料3】 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者選考部会からの報告
- 【資料4】 平成27年度入所選考基準について（報告）
- 【資料5】 支給認定証・支給認定申請書について（報告）

利用者負担について

平成26年9月24日

東大阪市

子ども・子育て新制度推進委員会事務局

論点 1 公私間の公平について

●ご意見

- ・1号認定の利用料については、公私共に同基準としてはどうか。
- ・公私の幼稚園間で同一の教育水準を保ってほしい。

●対応方針

- ・公私間のバランスから同一基準とする。
- ・教育の在り方については、同一の水準とする。

●公私間の教育水準のバランスについての課題

- ・公私間での研修や実践交流の実施。

論点 2 公立幼稚園保育料の経過措置について

●ご意見

- ・1年間を経過措置として、現行の保育料を据え置いてほしい。

●対応方針

- ・公立幼稚園の在園児(27年度5歳児)については、東大阪市の財源確保を前提として、現行の保育料(6,500円)とする経過措置とする。

論点3 1号認定と2号・3号認定の利用者負担のバランスについて

●ご意見

- ・長い時間保育を受けるほうが保育料が高くなるのが当たり前。1号認定をとるより2号認定を取るほうが得になる。
- ・市民の経済状況を見て、できる限りの手立てをすべき。
- ・生活困窮世帯もいるのが現実。公立の保育料でなければ教育を受けられない。
- ・認定こども園になれば、同じ認可施設で1号認定と2号認定と同じ教室で同じことをすることになるので、こういう点も踏まえて市の負担を考慮してほしい。
- ・公定価格に質の改善が反映された平成29年度には、本市単独の経過措置について、見直しを検討すべき。

●対応方針

- ・1号認定と2号3号の階層区分については、国基準案とし、2年間の経過措置として、72.5%の軽減措置を行う。また、平成29年度には、2号3号認定者への市単独の補助金も含め、利用者負担の軽減率を検討する。
- ・低所得世帯等の減免規定の取扱についても国基準案とする。

新制度基準額表案

新制度基準額表案（１号認定）

国 基 準 額（案）				平成２７年度 市 基 準 額（案）		
国階層	定 義			市階層		
第1階層	被生活保護世帯 及び中国残留邦人の 自立支援給付需受給世帯	第1子 第2子 第3子	0 0 0	010	第1子 第2子 第3子	0 0 0
第2階層 (母子・障害)	市町村民税非課税世帯(市町村 民税所得割非課税世帯含む)	第1子 第2子 第3子	0 0 0	02A	第1子 第2子 第3子	0 0 0
第2階層	市町村民税非課税世帯(市町村 民税所得割非課税世帯含む)	第1子 第2子 第3子	9,100 4,550 0	02B	第1子 第2子 第3子	6,590 3,290 0
第3階層 (母子・障害)	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	第1子 第2子 第3子	15,100 7,550 0	03A	第1子 第2子 第3子	10,940 5,470 0
第3階層	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	第1子 第2子 第3子	16,100 8,050 0	03B	第1子 第2子 第3子	11,670 5,830 0
第4階層	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	第1子 第2子 第3子	20,500 10,250 0	D01	第1子 第2子 第3子	14,860 7,430 0
第5階層	市町村民税所得割課税額 211,200円以上	第1子 第2子 第3子	25,700 12,850 0	D02	第1子 第2子 第3子	18,630 9,310 0

新制度基準額表案(2号・3号認定)

平成27年度 市 基 準 額 (案)									
国階層	市階層	定 義		3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
				保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1階層	O10	被生活保護世帯 及び中国残留邦人の 自立支援給付需受給 世帯	第1子	0		0		0	0
			第2子	0		0		0	0
			第3子	0		0		0	0
第2階層 (母子・障害)	O2A	市町村民税 非課税世帯	第1子	0		0		0	0
			第2子	0		0		0	0
			第3子	0		0		0	0
第2階層	O2B	市町村民税 非課税世帯	第1子	6,520	6,520	4,350	4,350	4,350	4,350
			第2子	3,260	3,260	2,170	2,170	2,170	2,170
			第3子	0	0	0	0	0	0
第3階層 (母子・障害)	O3A	所得割課税額 48,600円未満	第1子	13,410	13,260	11,230	11,090	11,230	11,090
			第2子	6,700	6,630	5,610	5,540	5,610	5,540
			第3子	0	0	0	0	0	0
第3階層	O3B	所得割課税額 48,600円未満	第1子	14,130	13,990	11,960	11,810	11,960	11,810
			第2子	7,060	6,990	5,980	5,900	5,980	5,900
			第3子	0	0	0	0	0	0
第4階層	DO1	所得割課税額 97,000円未満	第1子	21,750	21,460	19,570	19,280	19,570	19,280
			第2子	10,870	10,730	9,780	9,640	9,780	9,640
			第3子	0	0	0	0	0	0
第5階層	DO2	所得割課税額 169,000円未満	第1子	32,260	31,820	30,080	28,200	26,120	23,350
			第2子	16,130	15,910	15,040	14,100	13,060	11,670
			第3子	0	0	0	0	0	0
第6階層	DO3	所得割課税額 301,000円未満	第1子	44,220	43,570	30,970	28,200	26,120	23,350
			第2子	22,110	21,780	15,480	14,100	13,060	11,670
			第3子	0	0	0	0	0	0
第7階層	DO4	所得割課税額 397,000円未満	第1子	58,000	57,130	30,970	28,200	26,120	23,350
			第2子	29,000	28,560	15,480	14,100	13,060	11,670
			第3子	0	0	0	0	0	0
第8階層	DO5	所得割課税額 397,000円以上	第1子	67,300	64,530	30,970	28,200	26,120	23,350
			第2子	33,650	32,260	15,480	14,100	13,060	11,670
			第3子	0	0	0	0	0	0

資料2-1

第12回子ども・子育て会議

東大阪市子ども・子育て支援事業計画

～素 案～

平成 26 年 9 月

東大阪市

【 目 次 】

第1章 計画の基本的な趣旨.....	1
1. 計画策定の背景と趣旨.....	2
2. 計画期間.....	3
3. 計画の法的根拠.....	3
4. 計画対象.....	3
5. 計画の位置づけ.....	4
6. 計画策定の体制.....	5
(1) 東大阪市子ども・子育て会議.....	5
(2) 庁内組織.....	5
(3) 東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査.....	5
(4) 在宅子育て家庭の座談会.....	6
(5) 7リージョンセンターにおける計画説明会.....	6
(6) パブリックコメントの実施.....	6
第2章 計画の基本的な考え方.....	7
1. 基本理念.....	8
2. 計画策定における基本的な視点.....	8
3. 子どもの育ちと子育てに関する理念.....	10
4. 本計画の基本的な考え方 ～すべての子どものために～.....	11
第3章 施策展開に向けて.....	13
1. 東大阪市次世代育成支援行動計画の施策展開との関係性.....	14
2. 子どもと子育てをめぐる現状と主要な課題について.....	16
(1) 社会環境の変化（高度成長期からバブル崩壊、低成長時代を迎えて・・・）.....	16
(2) 幼稚園・保育所（園）の現状.....	24
(3) 在宅での子育て支援について.....	27
(4) 一時預かりについて.....	31
(5) 要保護・発達に支援が必要な児童について.....	32
(6) 幼・保・小・中の連携や公私の連携について.....	34
(7) 留守家庭児童育成クラブについて.....	35
(8) 子育て支援の情報提供について.....	36
(9) 親の子育て力の支援について.....	37
3. 施策展開の基本的な考え方.....	38
(1) 戦略的に取り組むための考え方.....	38
(2) 公の果たす役割を実行していくための公立施設の将来像について.....	39
第4章 事業計画の具体的な取り組み.....	41
1. 教育・保育提供区域の設定.....	42
(1) 考え方.....	42
(2) 教育・保育提供区域の設定について.....	43

2. 必要見込み量の算定方法について.....	45
(1) 全国共通で「必要見込み量」を算出する項目の概要.....	45
(2) 需要量の算出方法の概要.....	46
(3) 必要見込み量の概要.....	46
3. 就学前児童の学校教育・保育について.....	47
(1) 就学前児童の学校教育・保育の需要量と現状の供給量等.....	47
(2) 実施しようとする就学前児童の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期.....	56
(3) リージョン別の就学前児童の学校教育・保育の提供体制の確保の内容.....	58
4. 地域子ども・子育て支援事業等について.....	62
(1) 延長保育（時間外保育）事業（開所時間を超えた後の延長）【市域全体】.....	62
(2) 放課後児童クラブ（留守家庭児童育成クラブ）（小学校区）.....	63
(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）【市域全体】.....	64
(4) 地域子育て支援拠点事業【リージョン区】.....	65
(5) 一時預かり事業【市域全体】.....	67
(6) 病児保育事業【市域全体】.....	70
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児）【市域全体】.....	71
(8) 乳幼児家庭全戸訪問事業【市域全体】.....	72
(9) 養育支援訪問事業【市域全体】.....	73
(10) 妊婦健診【市域全体】.....	74
(11) 利用者支援事業【市域全体】.....	75
(12) 夜間保育事業【市域全体】.....	76
(13) 早朝の時間帯における保育【市域全体】.....	76
(14) 休日保育事業【市域全体】.....	77
5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保.....	78
(1) 認定こども園について.....	78
(2) 学校教育・保育の一体的な提供に向けての質の向上.....	79
(3) 幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小学校、中学校等の連携.....	79
6. その他に重点を置く施策について（国の任意事項関連を含む）.....	81
(1) 地域の子育て家庭に寄り添う支援の充実.....	81
(2) 児童虐待防止対策の充実.....	83
(3) 障害児施策等の充実.....	84

【未定】第5章 計画の推進に向けて..... エラー! ブックマークが定義されていません。

【未定】資 料..... エラー! ブックマークが定義されていません。

1. データ等からみる本市の現状..... エラー! ブックマークが定義されていません。
2. 本計画に係る現状の子育て支援施策（概略）エラー! ブックマークが定義されていません。

第1章 計画の基本的な趣旨

1. 計画策定の背景と趣旨

本市においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、子育て・子育て支援策を具体的に推進する行動計画として、平成 17 年度から平成 26 年度までの「東大阪市次世代育成支援行動計画」を策定し、家庭・地域・企業そして行政が協働して、子育て・子育て環境づくりを推進してきました。そして市として「子どもの権利を守る社会づくり」「地域における子育て支援の充実」「子どものすこやかな成長及び発達支援」「子育てを支援する生活環境の整備」を施策の基本方向として、子育てに関する支援施策を具体的に推進してきました。

「東大阪市次世代育成支援行動計画」に関する施策を推し進めた結果、この 10 年の間に地域の子育てに関する支援に広がりが出てきました。例えば、保育所（園）の開設や子育て支援センターの設置によって地域の子育て支援のネットワークを拡充してきました。児童虐待の防止に関しても東大阪市要保護児童対策地域協議会の設置や東大阪市子どもを虐待から守る条例の制定などを行ってきました。子どものすこやかな成長と発達の支援に関しては子どもの発達支援ネットワークの協議会の立ち上げや発達障害に関する相談の強化、特別支援教育の推進などを図ってきました。

国においては少子化社会対策基本法等に基づき、総合的な子ども・子育て支援施策が講じられてきましたが、平成 24 年 8 月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、「子ども・子育て支援法」の制定のほか、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、そして児童福祉法の改正を含めた「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」^①が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。子ども・子育て支援法においては、新たに市町村子ども・子育て支援事業計画を定めることが規定されています。

この間、「東大阪市次世代育成支援行動計画」によってサービスに広がりが見られるようになったものの、歯止めがきかない少子化の継続や依然として残る待機児童の問題、増加する児童虐待、地域で孤立する家庭の問題など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境に変化が見られます。

国の動向や、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境の変化、また新たな市民のニーズに十分にこえていくために、教育・保育を提供する体制や地域子ども・子育て支援事業に関することと、幼児期の学校教育・保育の一体的提供の考え方などを本計画において策定します。

^① 3つの法をあわせて「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。

2. 計画期間

本計画の計画期間は平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間です。平成 29 年度には、事業計画の中間見直しを実施します。

3. 計画の法的根拠

本計画は子ども・子育て支援法に基づく法定計画です。

市町村は、子ども・子育て支援法の第 61 条第 1 項において市町村子ども・子育て支援事業計画を定めることとされています。子ども・子育て支援法では、市町村は、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行わねばならないこととされています。

4. 計画対象

東大阪市に在住する妊婦・12 歳未満の子ども及び子どもを養育しているかたのすべてを対象とします。

5. 計画の位置づけ

東大阪市第2次総合計画を最上位の計画とし、東大阪市次世代育成支援行動計画を本計画の理念部分を扱う上位計画と位置づけます。

東大阪市第4期地域福祉計画、東大阪市教育振興基本計画、東大阪市人権教育基本方針・推進プラン、第3次男女共同参画推進計画、第3期東大阪市障害者計画、第2次東大阪市健康増進計画（2次）、第2次東大阪市食育推進計画などの関連計画との整合性に留意して策定します。

東大阪市第2次総合計画

将来都市像である「夢と活力あふれる元気都市・東大阪」の実現

～「施策大綱」の1つに「健康と市民福祉のまちづくり」を設定し、「健やかに子どもを育む福祉の充実」を目指しています。～

次世代育成支援行動計画

東大阪市子ども・子育て支援事業計画

- ①民間活力で待機児童解消へ
- ②公立の幼保連携型認定こども園
- ③地域子育て支援センターの拡充
- ④アウトリーチ型支援の強化

連携

東大阪市の各種計画

東大阪市第4期地域福祉計画

東大阪市教育振興基本計画

東大阪市人権教育基本方針・推進プラン

第3次男女共同参画推進計画

第3期東大阪市障害者計画

第2次東大阪市健康増進計画

第2次東大阪市食育推進計画

その他関連計画

法定計画

子ども・子育て関連3法

趣旨

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆主なポイント

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
→認定こども園、幼稚園、保育所、また小規模保育など地域型保育の整備で待機児童の解消
- 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
→質の高い幼児期の学校教育・保育を認定こども園制度の改善で総合的に提供
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実
→子育ての相談や一時預かりなど地域の子ども・子育て支援の充実

子どもを産み育てやすく

◆経緯

- 平成24年6月26日衆議院可決、8月10日参議院可決
- 平成25年4月1日から国の子ども・子育て会議がスタート
- 平成27年4月から新制度の本格実施

6. 計画策定の体制

(1) 東大阪市子ども・子育て会議

東大阪市子ども・子育て会議条例に基づいて東大阪市子ども・子育て会議を設置しています。学識経験者、関係機関代表、公募市民等、幅広い分野の委員が参画しています。

調査等から導かれた子ども・子育て家庭のニーズを踏まえながら、本計画の検討を行います。

また、東大阪市子ども・子育て会議条例の第7条の規定の中で、「会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる」とされていることから、部会を設置しています。

① 東大阪市子ども・子育て会議利用料等に関する検討部会

国の公定価格をもとに、保育所（園）や幼稚園、幼保連携型認定こども園や地域型保育事業の利用料を検討します。

② 東大阪市子ども・子育て会議幼保連携検討部会

幼稚園・保育所（園）の連携を意識した就学前の子どもについての基本的な考え方や保育所（園）、幼稚園に対する市としての基本的な考え方について検討します。

(2) 庁内組織

① 東大阪市子ども・子育て支援新制度推進委員会

本計画を策定するにあたり、子ども・子育て施策に関係する庁内関係機関の相互の連携を図るために、東大阪市子ども・子育て新制度推進委員会を設置しています。

② 東大阪市子ども・子育て支援新制度ワーキングチーム会議

子ども・子育て施策に関係する、庁内関係機関の担当者の相互連携を図るために、東大阪市子ども・子育て新制度ワーキングチーム会議を設置しています。

(3) 東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

子ども・子育てに関する市民の実態とニーズを把握するために、就学前児童、小学生、妊婦のいる世帯を対象にアンケート調査を実施しました。このアンケート調査によって国が求めている子ども・子育て支援新制度に関する基礎資料を作成します。またアンケート結果は本計画に反映させることとします。

これ以降、本文中の表記として「アンケート調査」を用いています。

① 調査対象者

平成 25 年 9 月 5 日現在、東大阪市在住の就学前児童（0～5 歳）から 6,048 人を、小学生（6～11 歳）から 3,213 人を無作為に抽出し、対象児童の保護者に送付しました。また、妊婦については平成 25 年度に母子手帳を取得した方かつ出産予定日が平成 25 年 10 月 1 日以降である妊婦から無作為で 815 人を抽出し、送付しました。

② 調査の方法・時期

平成 25 年 10 月 1 日に郵送による調査票発送を行い、平成 25 年 10 月 16 日までを期限に郵送によって回収しました。集計としては 11 月 5 日までに市役所へ返信された調査票を集計対象としています。

表 調査の概要

	就学前児童	小学生	妊婦
調査地域	東大阪市全域		
調査方法	調査は、郵送配布、郵送回収で行い、お礼状兼督促状を 1 回送付した。またポスター等による調査に関する啓発活動を実施した。		
調査期間	平成 25 年 10 月 1 日～10 月 16 日 (但し、平成 25 年 11 月 5 日までに市役所へ届いた調査票は集計の対象とした。)		
抽出方法	住民基本台帳に基づき対象者を無作為抽出。妊婦は母子手帳の交付を受けたものの中から無作為抽出。		
調査対象	平成 25 年 9 月 5 日現在、 東大阪市在住の就学前 児童（0～5 歳）	平成 25 年 9 月 5 日現在、 東大阪市在住の小学生 （6～11 歳）	平成 25 年度に母子手帳 を取得した方かつ出産 予定日が平成 25 年 10 月 1 日以降である妊婦
調査対象数	6,048 件	3,213 件	815 件
有効回収数	3,148 件	1,561 件	449 件
無効回収数	8 件	5 件	0 件
有効回収率	52.1%	48.6%	55.1%

（４）在宅子育て家庭の座談会

子育て不安等の解消を目指して、在宅で低年齢児の子育てをされている方に参加を募り、各リージョンセンターにて座談会を開催しました。

（５）７リージョンセンターにおける計画説明会

リージョン別の説明会を開催して、事務局から計画素案を説明し、各施策に対する市民の方への周知を図ります。

（６）パブリックコメントの実施

市民に計画策定に関する情報を広く提供するとともに、市民の意見を幅広く聴取し、反映させるためにパブリックコメントを実施する予定です。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

【 基本理念の継承 】

『すべての子どもの権利を尊重し、次代を担う子どもの生きる力・夢を育み、子育ての喜びが実感できるまち東大阪』

子育ての喜びが実感できる社会、すべての子どもがすこやかに成長し、生きる力や夢を育むことのできる社会の実現のためには、社会全体に子育ての意義が理解され、家庭・地域・企業そして行政が協働し、子育て・子育て環境づくりを推進していくことが重要です。

これまで「東大阪市次世代育成支援後期行動計画」に掲げてきた理念を引き継ぎながら、本計画によって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している人に必要な支援を行い、それによって、子育てにやさしいまちとしての発展と、一人一人の子どもがすこやかに成長することができる社会の実現を目指します。

2. 計画策定における基本的な視点

本計画で定める子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、社会環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことです。

本市では次のような視点のもとで発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を目指します。

（１）「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します

子ども・子育て支援については「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとすることが必要です。その際に子どもたちの一人一人の権利を保障します。

（２）一人一人の子どものすこやかな育ちを等しく保障します

障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どものすこやかな育ちを等しく保障することを目指します。必要な場合には子どもに対する適切な措置を講じることにより、一人一人の子どものすこやかな育ちを等しく保障します。

また、人間形成の基礎が養われる大事な時期である幼児期には、教育の役割は極めて重要となることから、家庭や地域と連携し、幼児教育の可能性を最大限活かす取り組みを推進することが必要です。

(3) 子育てについて家庭、地域、企業、行政などの社会全体が協働し、それぞれの役割を果たす社会を目指します

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どものすこやかな育ちと子育てを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながるだけではなく、将来の東大阪市の担い手を育成する重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つであるという認識が必要です。また、家庭、学校、地域、職場などの社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要となります。

(4) 子どもを生み育てたいと思うすべての人が、安心と喜びと誇りを持って子育てができるような社会を目指します

子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人々や、悩みや不安を抱えながら子育てに取り組む人々があります。また、親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、すべての子育て家庭を対象に、こうした成長していく過程を支援していくことが必要とされています。このような状況の中で、安心と喜びと誇りを持って子育てができるように子どもと子育て家庭に寄り添った支援が必要となります。

3. 子どもの育ちと子育てに関する理念

(1) 子どもの育ちとは

人は生まれながらにして、自然に成長していく力とともに、周囲の環境に対して自分から能動的に働きかけようとする力をもっています。発達とは、自然な心身の成長に伴い、人がこのように能動性を発揮して周囲の環境と関わり合う中で、生活に必要な能力等を獲得していく過程といえます。

このため、乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成が必要です。

また、幼児期のうち、おおむね満3歳以上の時期は、その後の生活や学びの基礎となる重要な時期であるといえます。このため、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要です。

さらに学校就学後の学童期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期です。このため、学校教育とともに、遊戯やレクレーション活動施設の提供や地域団体との連携を通じて、心身の健全な発達が育まれる機会を提供することが必要です。

(2) 子育てとは

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育てをめぐる環境の変化を踏まえ、子ども・子育て支援は進められる必要があります。

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みといえます。

したがって、子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことであると考えます。

また、地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができるよう環境を整えることも重要であると考えます。

4. 本計画の基本的な考え方 ～すべての子どものために～

(1) すべての子どもに良質な成育環境を保障するために

子ども・子育て新支援制度の実施主体である東大阪市として、すべての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行います。

(2) すべての子どもがすこやかに成長するために

子ども・子育て新支援制度は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を通じて、すべての子どもがすこやかに成長するように支援するものです。

子どもの育ちに関する理念

【乳幼児期】

発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じその間の子どもの健やかな発達を保障することが必要となります。

◆乳児期

身近にいる大人との愛着形成により情緒的な安定が図られ、また身体面の著しい発育・発達が見られる重要な時期です。

◆幼児期

基本的な身体機能や運動機能が発達し、様々な動きを十分楽しみながら人やものとの関わりを広げ行動範囲を広げていきます。こうした活動が主体的に生きていく基盤となります。また、特定の大人への安心感を基盤として徐々に人間関係を広げ、そのかわりを通じて社会性を身につけていきます。

【学校就学後の学童期】

学校教育とともに、遊戯やレクリエーション活動の施設の提供や地域団体との連携を通じて、心身の健全な発達が育まれる機会を提供し、子どもの健全な育成に努める必要があります。

図 計画の考え方

理 念

【 基本理念の継承 】

『すべての子どもの権利を尊重し、次代を担う子どもの生きる力・夢を育み、子育ての喜びが実感できるまち東大阪』

計画策定における基本的な視点

全ての子どもへ質の高い教育・保育を提供

- ①「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します
- ②一人一人の子どものすこやかな育ちを等しく保障します
- ③子育てについて家庭、地域、企業、行政などの社会全体が協働し、それぞれの役割を果たす社会を目指します
- ④子どもを生み育てたいと思うすべての人が、安心と喜びと誇りを持って子育てができるような社会を目指します

子どもの育ちと子育てに関する理念

社会全体で子どもを育てる

①子どもの育ち

成長していく力

周囲の環境に対して自分から能動的に働きかける力

→周囲の環境と関わる中で生活に必要な能力等を獲得

②子育てとは

子育て＝子どもに愛情を注ぎ、存在に感謝し、子どもの存在に感動し、親も成長していく過程

→保護者の育児の肩代わりではなく、親としての成長の支援、子育てや子どもの成長に喜びを感じられる支援を目指します。

☆これらについて、社会のあらゆる分野における構成員が各々の役割を果たすことが必要

本計画の基本的な考え方

～すべての子どものために～

- ①すべての子どもに良質な成育環境を保障するために
- ②すべての子どもがすこやかに成長するために

施策展開の基本的な考え方

＊「第3章 施策展開に向けて」参照

戦略的に取り組むための考え方

- ①幼児期における質の高い学校教育・保育の提供
- ②待機児童の解消
- ③在宅での子育て支援の拡充

公立施設の将来像について

- ①地域における子ども・子育て支援強化
- ②民間施設との連携の工夫
- ③公の持つ強みに応じた役割再編
- ④要保護児童・要支援児童に対する手厚いサポート

第3章 施策展開に向けて

1. 東大阪市次世代育成支援行動計画の施策展開との関係性

これまでは東大阪市次世代育成支援行動計画の施策の1つとして少子化への対応を進めてきました。

本計画ではこのような東大阪市次世代育成支援行動計画の施策体系を生かしながら、今日的な課題や教育・保育の提供等を含めた方策を定めています。

図 計画の関係性

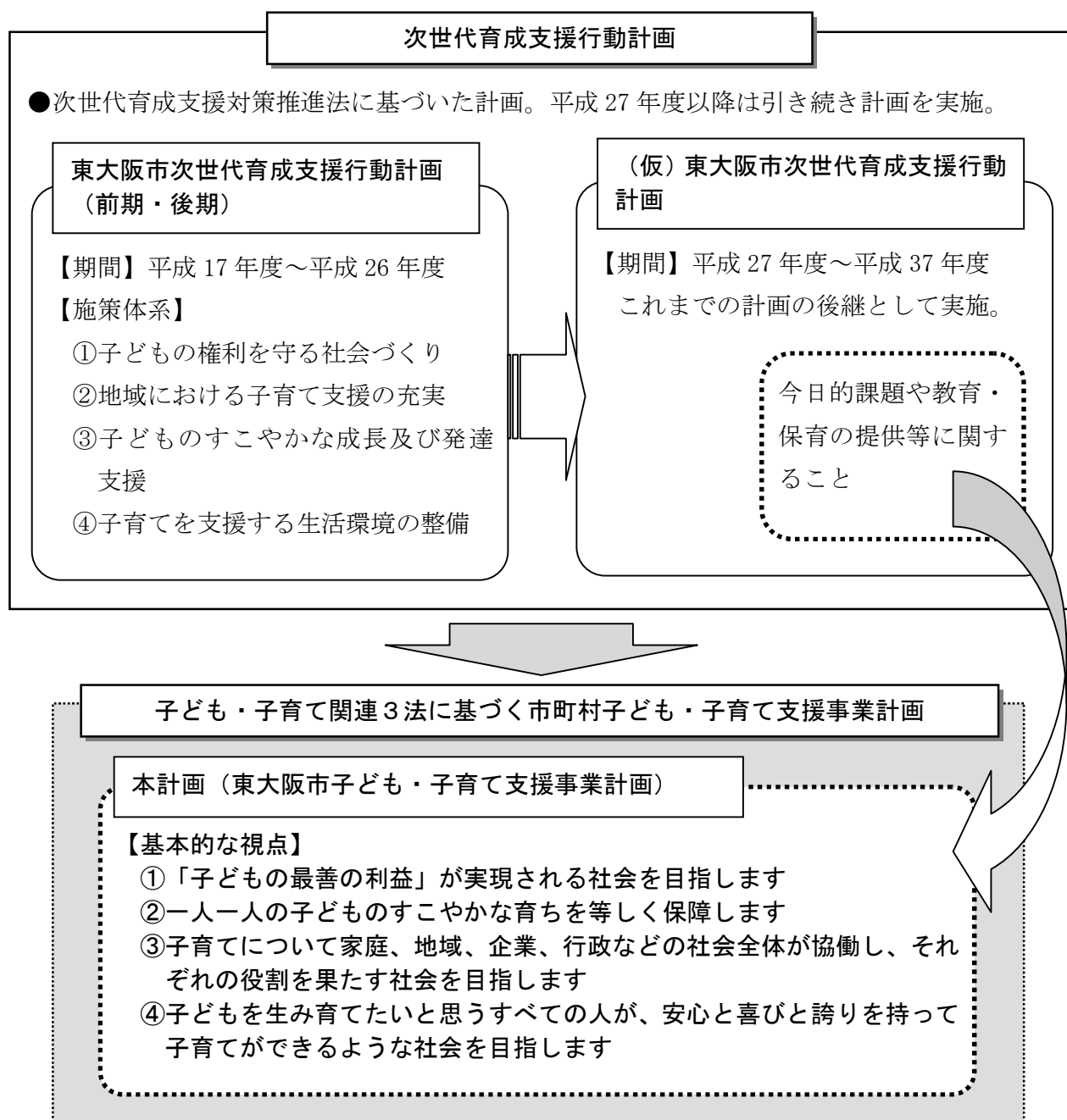


図 次世代育成支援行動計画の施策と本計画の関係性



2. 子どもと子育てをめぐる現状と主要な課題について

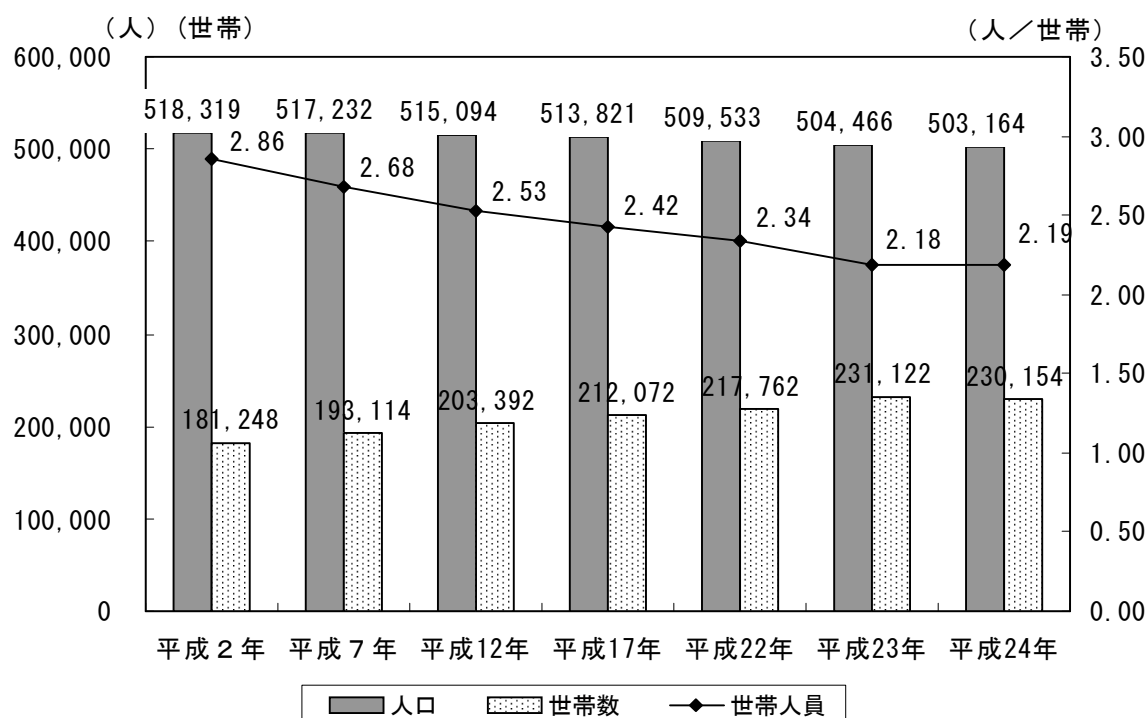
(1) 社会環境の変化（高度成長期からバブル崩壊、低成長時代を迎えて・・・）

① 人口減少・少子高齢化・核家族化

● 人口及び世帯人員数は減少傾向、世帯数は増加傾向

平成24年の住民基本台帳によると、東大阪市の人口は503,164人、世帯数は230,154世帯、1世帯当たりの人員数は2.19人となっており、平成2年と比べると人口及び世帯人員数は減少傾向、世帯数は増加傾向にあります。

図 人口及び世帯等の推移

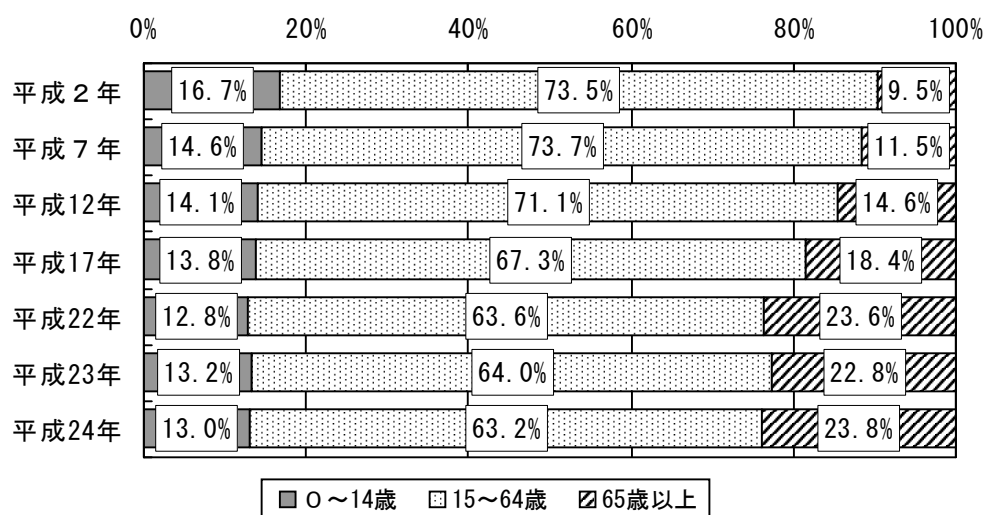


資料：国勢調査（平成2～平成22年（5年ごと））、住民基本台帳（平成23、24年は10月1日現在）

● 「0～14 歳」と「15～64 歳」の割合が減少し、「65 歳以上」の割合は増加傾向

年齢区分別の人口割合をみると、「0～14 歳」の割合と「15～64 歳」の割合は平成 2 年（16.7%、73.5%）から減少し、平成 24 年にはそれぞれ 13.0%と 63.2%となっています。一方、「65 歳以上」の割合は平成 2 年の 9.5%から増加し、平成 24 年には 23.8%となっています。

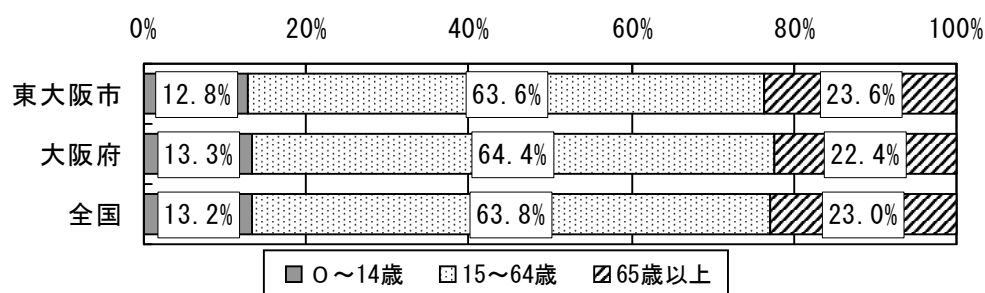
図 年齢区分別の人口割合の推移



資料：国勢調査（平成 2～平成 22 年（5 年ごと））、住民基本台帳（平成 23、24 年は 10 月 1 日現在）

大阪府や国と比べて本市では「65 歳以上」の割合が高く、「0～14 歳」の割合と「15～64 歳」の割合は低くなっています。

図 年齢 3 区分別人口割合の本市・府・国の比較（平成22年）



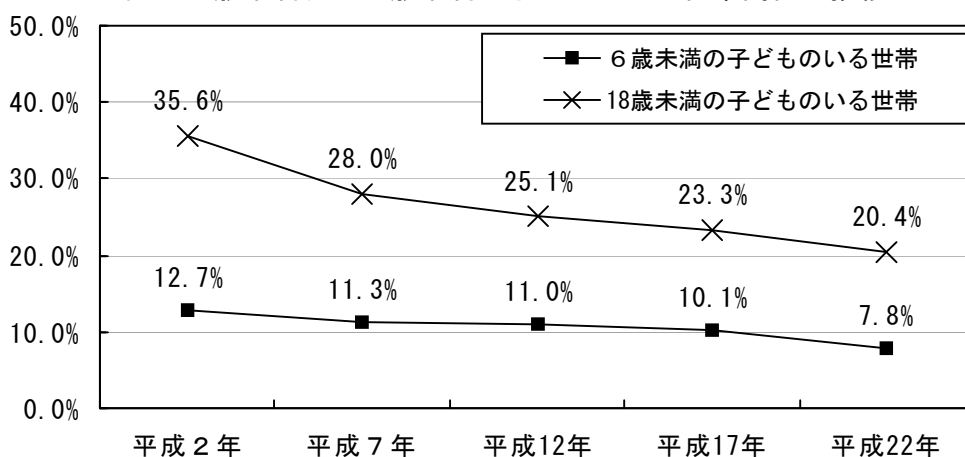
資料：国勢調査

● 子どものいる世帯は減少傾向

子どものいる世帯の状況について6歳未満の場合と18歳未満の場合とで子どものいる世帯の一般世帯に対する割合をみると、本市では平成2年(12.7%、35.6%)から平成22年(7.8%、20.4%)にかけて減少傾向にあります。

平成22年現在で子どものいる世帯を大阪府、国と比較すると、6歳未満の子どもがいる世帯の一般世帯に対する割合は大阪府が8.8%、国が9.4%、18歳未満の子どもがいる世帯の割合は、大阪府が21.6%、国が23.1%となっており、いずれの場合も本市は大阪府、国より子どものいる世帯の割合が少なくなっています。

図 6歳未満及び18歳未満の子どもがいる世帯割合の推移



資料：国勢調査

表 6歳未満及び18歳未満の子どもがいる世帯割合の市・府・国の比較

(単位：世帯、%)

区分	東大阪市		大阪府		全国	
	平成17年	平成22年	平成17年	平成22年	平成17年	平成22年
一般世帯総数	209,631	217,564	3,590,593	3,823,279	49,062,530	51,842,307
6歳未満の子ども のいる世帯	21,151	17,073	365,950	336,831	5,171,707	4,877,321
一般世帯に対する 割合	10.1%	7.8%	10.2%	8.8%	10.5%	9.4%
18歳未満の子ども のいる世帯	48,912	44,410	847,507	826,999	12,403,146	11,989,891
一般世帯に対する 割合	23.3%	20.4%	23.6%	21.6%	25.3%	23.1%

資料：国勢調査

● ひとり親家庭は増加傾向

ひとり親家庭の推移をみると、母子家庭は平成 17 年の 4,188 世帯から平成 22 年には 4,926 世帯となっています。父子家庭は平成 17 年の 450 世帯から平成 22 年には 483 世帯となっています。

表 ひとり親家庭の推移

(単位：世帯)

	平成 17 年	平成 22 年
母子家庭	4,188	4,926
父子家庭	450	483

資料：国勢調査

● 婚姻件数の減少

婚姻件数及び離婚件数の推移をみると、婚姻件数は平成 20 年の 2,748 件から年々減少し平成 23 年には 2,550 件となっています。離婚件数は平成 20 年の 1,134 件から平成 21 年の 1,174 件までは増加していましたが、平成 22 年には減少に転じて 1,172 件となっています。

表 婚姻件数及び離婚件数の推移

(単位：件)

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
婚姻件数	2,748	2,719	2,629	2,550	2,638
離婚件数	1,134	1,174	1,172	1,118	1,077

* 平成 20～平成 24 年（暦年）

資料：保健衛生年報

● 出生数の減少

出生数の推移をみると、出生数は平成 20 年の 4,010 件から年々減少し平成 23 年には 3,814 件となっています。

表 出生数の推移

(単位：人)

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
出生数	4,010	3,985	3,853	3,814	3,748

* 平成 20～平成 24 年（暦年）

資料：保健衛生年報

● 合計特殊出生率の増加

女性の15歳から49歳までの年齢別出生率を合計した合計特殊出生率から出生の推移をみると、本市では全国、大阪府よりも割合は低いものの、類似した微増の傾向で推移しています。本市では平成20年の1.21から年々ほぼ増加して平成24年には1.27となっています。微増傾向ではあるものの、かつてに比べると依然として少子化傾向が続いているといえます。

表 合計特殊出生率の推移（市・府・国比較）

（単位：％）

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
東大阪市	1.21	1.24	1.24	1.26	1.27
大阪府	1.28	1.28	1.33	1.30	1.31
全国	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41

* 平成20～平成24年（暦年）

資料：保健衛生年報

② 就労について

● 不況にともなう母親の就労等

複雑な社会経済情勢の下で不安定な雇用条件で働く人の中に子育てに関する出費に悩む市民が多く存在しています。そのような様子について、母親の就労状況別に悩みの有無をみると、子育てにかかる出費がかさむことに悩んでいる人は「パート・アルバイト等で就労している」が47.9%で最も多く、次いで無回答を除いて「就労していない」(38.4%)となっています。

このように、経済的な理由から求職活動をせざるを得ない母親がいる状況も見受けられます。

表 母親の就労状況別 子育てにかかる出費に関する悩みの有無

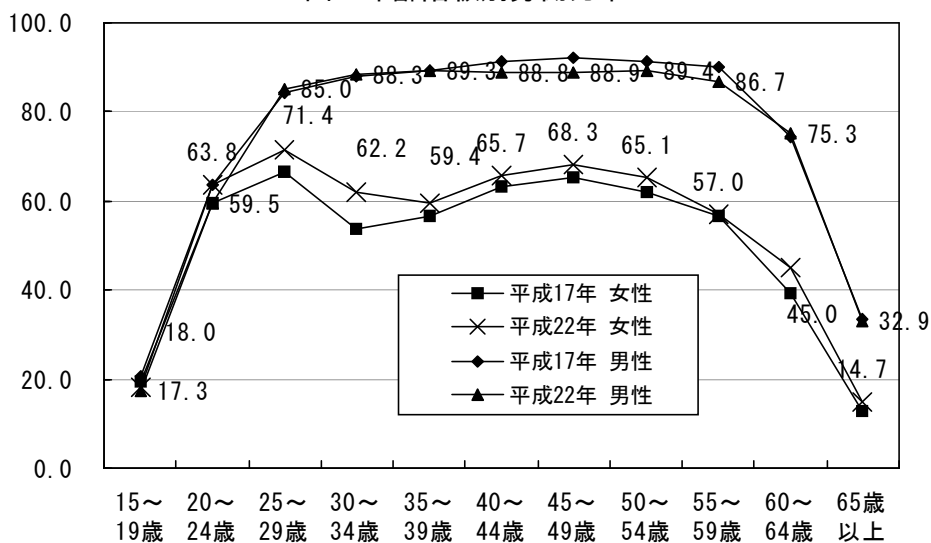
	子育てにかかる出費がかさむことに悩んでいる人	子育てにかかる出費がかさむことには悩んでいない人	無回答	合計
フルタイムで就労している（産休・育休・介護休業中含む）	207 29.9%	472 68.1%	14 2.0%	693 100.0%
パート・アルバイト等で就労している（産休・育休・介護休業中含む）	340 47.9%	359 50.6%	11 1.5%	710 100.0%
現在、求職中である	53 37.9%	83 59.3%	4 2.9%	140 100.0%
就労していない	579 38.4%	883 58.6%	44 2.9%	1,506 100.0%
無回答	38 42.7%	44 49.4%	7 7.9%	89 100.0%
合計	1,217 38.8%	1,841 58.7%	80 2.5%	3,138 100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

● 女性の労働力率が上昇し、底の浅い緩やかなM字型。男性の労働力率は40～59歳で低下

平成17年と平成22年の年齢階級別労働力率（労働力人口／階級別総人口）をみると、男性では40～59歳で減少傾向となっています。不安定な景況感が続いている昨今の現状から中高年の男性に対する就労の厳しさがうかがえます。一方、女性の年齢階層別労働力率は30～39歳で一旦底になる、いわゆるM字型のカーブを描いています。このカーブをみると一番の底（女性の労働力率が最も低いのは）は平成17年では30～34歳であるのに対して平成22年では35～39歳と年齢層が上がっています。また平成17年に対して平成22年は底が浅くなっており、子育て世代と見られる女性の労働力率は上昇傾向にあることがうかがえます。

図 年齢階級別労働力率



* 数値は平成22年

資料：国勢調査

③ 地域における育児力の低下

● 現在の子育ての不安 ～不安を感じる人が5割近く～

平成20年度と平成25年度のアンケート調査の結果から現在の子育ての不安を比較してみると、就学前児童の家庭では不安を感じる人（「非常に不安を感じる」と「何となく不安を感じる」の合計）は47.0%で前回調査（平成20年度）（48.1%）を1.1ポイント下回っています。小学生の家庭では不安を感じる人は48.9%で前回調査（平成20年度）（45.4%）を3.5ポイント上回っています。

表 現在の子育ての不安（前回調査との比較）

	就学前児童		小学生	
	平成20年度 (N=1,188)	平成25年度 (N=3,148)	平成20年度 (N=1,117)	平成25年度 (N=1,561)
非常に不安を感じる	9.7%	8.4%	7.3%	11.7%
何となく不安を感じる	38.4%	38.6%	38.1%	37.2%
あまり不安など感じない	37.4%	39.3%	40.6%	34.8%
全く感じない	8.8%	7.7%	7.9%	8.3%
なんともいえない（わからない）	3.3%	4.8%	4.9%	4.3%
無回答	2.5%	1.3%	1.1%	3.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

● 子育てが地域に支えられていると感じている人が減少

平成20年度と平成25年度のアンケート調査の結果から子育てが地域に支えられているかをみると、「感じない」では54.6%で前回調査（平成20年度）（52.9%）を1.7ポイント上回っています。一方、「感じる」では42.4%で前回調査（平成20年度）（44.1%）を1.7ポイント下回っています。

表 子育てが地域に支えられているか（前回調査との比較）

	就学前児童	
	平成20年度 (N=1,188)	平成25年度 (N=3,148)
感じる	44.1%	42.4%
感じない	52.9%	54.6%
無回答	3.0%	3.0%
合計	100.0%	100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

(2) 幼稚園・保育所(園)の現状

子育て家庭のニーズに関してアンケート調査の結果から平日の定期的な保育・教育事業の利用希望をみると、就学前の児童では幼稚園が56.3%、認可保育所が40.2%というように、幼稚園を希望する人が多い一方で認可保育所だけでも全体の4割のニーズがあるなど、保育所関連を希望する人も依然として多い状況にあります。

しかし、このように幼稚園、保育所(園)それぞれの希望がある状況にも関わらず、保育所(園)では待機児童が出るほど受け入れ先の拡大が課題であり、一方で幼稚園の定員充足率は平成24年現在、公立では51.4%、私立では73.3%となっています。また各々の施設では老朽化や耐震化の必要性などの課題を抱えている場合もあります。

表 調査対象の子どもの年齢(平成25年4月1日時点)別
平日の定期的な保育・教育事業の利用希望(複数回答)

	幼稚園	幼稚園の 預かり保 育	認可保育 所	小規模な 保育施設	家庭的保 育	事業所内 保育施設	自治体の 認証・認 定保育施 設	認定こど も園	認可外の 保育施設	ベビー シッター	ファミ リー・サ ポート・ センター	その他	利用希望 はない	有効回答 数
0歳児(平成25 年度生まれ)	4	1	5	1	0	2	0	2	0	0	0	0	0	10
	40.0%	10.0%	50.0%	10.0%	0.0%	20.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
0歳児(平成24 年度生まれ)	301	146	302	73	11	33	34	88	23	4	19	6	15	532
	56.6%	27.4%	56.8%	13.7%	2.1%	6.2%	6.4%	16.5%	4.3%	0.8%	3.6%	1.1%	2.8%	100.0%
1歳児	267	131	251	46	10	21	20	56	9	6	18	7	24	499
	53.5%	26.3%	50.3%	9.2%	2.0%	4.2%	4.0%	11.2%	1.8%	1.2%	3.6%	1.4%	4.8%	100.0%
2歳児	300	133	202	34	12	15	11	45	8	1	23	5	23	525
	57.1%	25.3%	38.5%	6.5%	2.3%	2.9%	2.1%	8.6%	1.5%	0.2%	4.4%	1.0%	4.4%	100.0%
3歳児	305	167	196	26	11	21	14	41	4	8	23	3	36	533
	57.2%	31.3%	36.8%	4.9%	2.1%	3.9%	2.6%	7.7%	0.8%	1.5%	4.3%	0.6%	6.8%	100.0%
4歳児	304	168	150	24	8	17	11	33	2	8	20	4	27	510
	59.6%	32.9%	29.4%	4.7%	1.6%	3.3%	2.2%	6.5%	0.4%	1.6%	3.9%	0.8%	5.3%	100.0%
5歳児	281	169	152	25	8	15	13	32	5	10	23	3	44	521
	53.9%	32.4%	29.2%	4.8%	1.5%	2.9%	2.5%	6.1%	1.0%	1.9%	4.4%	0.6%	8.4%	100.0%
無回答	10	4	6	0	0	0	0	2	0	0	0	0	3	18
	55.6%	22.2%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	100.0%
合計	1,772	919	1,264	229	60	124	103	299	51	37	126	28	172	3,148
	56.3%	29.2%	40.2%	7.3%	1.9%	3.9%	3.3%	9.5%	1.6%	1.2%	4.0%	0.9%	5.5%	100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査(平成25年度)

表 幼稚園の定員充足率の推移

(単位：%)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
公立	59.8%	56.8%	53.2%	51.8%	51.4%
私立	73.8%	72.8%	72.1%	72.9%	73.3%
全体	69.3%	67.6%	65.8%	65.8%	65.9%

* 平成20～平成24(各年)5月1日現在

* 定員充足率とは利用者数の定員数に対する比率

●待機児童について

これまで東大阪市次世代育成支援行動計画を通じて待機児童の解消に努めてきたことから、平成21年（246人）から平成23年（192人）にかけては待機児童数が減少傾向にありました。そして、その後は景況感の悪化など社会経済情勢の変化を受けて、就労を希望する保護者が増加したことなどにより、平成24年には待機児童数が再び増加に転じて214人となりました。また、待機児童の年齢別ではほとんどが0～2歳児という実態があります。

表 待機児童数の推移

（単位：人）

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
待機児童数	156	246	220	192	214	230
未入所児童数	735	873	866	690	819	720

* 平成 20～平成 25（各年） 4 月 1 日現在

表 年齢別待機児童数の推移

（単位：人）

区分	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
平成 20 年	15	44	33	47	14	3	156
平成 21 年	20	112	61	22	27	4	246
平成 22 年	37	51	88	39	2	3	220
平成 23 年	22	84	31	40	11	4	192
平成 24 年	55	63	59	22	13	2	214
平成 25 年	61	91	45	26	4	3	230

* 平成 20～平成 25（各年） 4 月 1 日現在

待機児童の数え方は、国が定義する待機児童の解釈の違いにより、各市町村において育児休業中や主に自宅で求職活動をされている方の数を除いてカウントするなどバラつきがあります。

平成 25 年度の待機児童 230 名から、育児休業中・求職活動中（138 名）を除くと、92 名となりますが、市ではこれらの数も含めて算定しています。

また、保育に欠ける事由の中で就労時間について、多くの市町村においては、就労時間の下限を設け、その時間以外については保育に欠けていないという判断をしています。市では、就労時間に下限を設定せず、多くの保育ニーズに対応しているため、待機児童数が多い一因であると考えられます。

●延長保育や預かり保育について

幼稚園では預かり保育や私立幼稚園での3年保育を実施し、また保育所（園）ではほとんどの園で延長保育を実施するなどして、通常以外の保育についてニーズの多様化に対応してきました。

延長保育（夜間保育含む）実施箇所数をみると、平成20年の57箇所から年々増加し平成24年には60箇所となっています。

表 延長保育（夜間保育含む）実施箇所数及び延べ利用者数の推移

（単位：人、施設数）

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
延利用者数	60,687	55,190	61,327	62,288	60,110
実施箇所	57	57	58	60	60

* 平成 20～平成 24（各年）4月1日現在

延長保育	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴い、11 時間を超える保育を行うもの
夜間保育	保護者が仕事などで、特に夜間（概ね午後 10 時まで）、家庭で保育することができない乳幼児を保育する事業

(3) 在宅での子育て支援について

0歳から2歳児の内、在宅で子育てをしている人が75.2%（11,502人中8,648人）となっています。

表 在宅児童数の現状

(単位：人)

	就学前児童数 (A)	保育所(園) 入所数(B)	幼稚園入園数 (C)	合計 (B+C)	在宅児童数 (A-(B+C))
0歳	3,792	530	-	530	3,262
1歳	3,848	1,026	-	1,026	2,822
2歳	3,862	1,298	-	1,298	2,564
3歳	3,983	1,479	1,466	2,945	1,038
4歳	3,987	1,507	2,267	3,774	213
5歳	4,222	1,539	2,499	4,038	184
合計	24,093	7,379	6,232	13,611	10,083

* 平成24年度

このような在宅での子育てについて、地域の中で支える取り組みとしては、子育て中の親子が集える場所（つどいの広場、幼稚園・保育所(園)の園庭開放等）の充実や地域子育て支援センターの開設、こんにちは赤ちゃん事業の実施、子育て相談の実施に努めてきました。そして、公立や私立に関わらず、幼稚園と保育所(園)において数多くの子育て支援の取り組みが行われています。

市が果たす役割としても、公立の保育所・幼稚園の直接的な運営だけではなく、地域の子育て支援へと拡大を続けてきました。子育て支援の拠点施設である子育て支援センターは平成25年度現在で5箇所設置しています。地域全体で子育てを支援する基盤作りのため、子育て支援センターや公立保育所・民間保育園が中心になり、親子が気軽に集い交流できる場や園庭開放・出前保育・子育てサークル支援や子育て・育児・発達上の不安や悩み等に対して、相談や助言を行うなど、地域の子育て家庭に対する子育て支援を行ってきました。また、子育て中の親子がより、気軽に身近な地域で集える場所としてつどいの広場を平成25年度現在で16箇所開設し、拡充を図っています。加えて、子育て支援センター及び公立保育所を地域の子育て支援の拠点として位置づけ、地域毎に、地域団体や子育て支援にかかわる機関とのネットワークづくりにも積極的に取り組み、地域で子育て親子を支える土台づくりをすすめてきています。

公立幼稚園においても預かり保育、園庭開放、オープンデー等地域、家庭との連携のもと、地域の幼稚園教育のセンター的な役割をも担ってきました。また民間幼稚園においては3年保育の受け入れやスマイルサポーターなどの育児相談などにも積極的に取り組んでいます。

地域主体の取り組みとしては、小地域ネットワーク事業など、地域福祉分野での見守り活動なども取り組まれており、各地域の校区福祉委員会を中心におこなわれている子育てサロンには、子育て支援センターからスタッフが出向き、ともに地域の子育て支援をすすめています。

しかしながら、アンケート調査の結果から就学前児童の家庭で保育所（園）・幼稚園を利用していない人の中で現在の子育ての不安をみると、不安を感じる人（「非常に不安を感じる」と「何となく不安を感じる」の合計）は45.0%で5割近くとなっています。

表 平日の定期的な保育・教育事業の利用の有無別 現在の子育ての不安

	非常に不安 を感じる	何となく不安 を感じる	あまり不安 など感じない	全く感じない	なんともい えない（わ からない）	無回答	合計
利用している	173 8.5%	805 39.6%	797 39.2%	144 7.1%	87 4.3%	29 1.4%	2,035 100.0%
利用していない	90 8.1%	409 36.9%	437 39.4%	98 8.8%	64 5.8%	11 1.0%	1,109 100.0%
無回答	0 0.0%	1 25.0%	2 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	4 100.0%
合計	263 8.4%	1,215 38.6%	1,236 39.3%	242 7.7%	151 4.8%	41 1.3%	3,148 100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

表 現在の子育ての不安（前回調査との比較）

	就学前児童		小学生	
	平成20年度 (N=1,188)	平成25年度 (N=3,148)	平成20年度 (N=1,117)	平成25年度 (N=1,561)
非常に不安を感じる	9.7%	8.4%	7.3%	11.7%
何となく不安を感じる	38.4%	38.6%	38.1%	37.2%
あまり不安など感じない	37.4%	39.3%	40.6%	34.8%
全く感じない	8.8%	7.7%	7.9%	8.3%
なんともいえない（わからない）	3.3%	4.8%	4.9%	4.3%
無回答	2.5%	1.3%	1.1%	3.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

また家族類型（両親の就労状況の組み合わせ）別で地域に支えられていると感じない人をみると、就学前児童の家庭では「無業×無業」が63.6%で最も多く、次いで「ひとり親」（58.6%）、「フルタイム×フルタイム」（57.1%）、「専業主婦（夫）」（54.3%）となっており、小学生の家庭では「ひとり親」が55.4%で最も多く、次いで無回答を除いて「専業主婦（夫）」（47.7%）などとなっています。このように「専業主婦（夫）」においても地域に支えられていないと不安を感じる人が多い状況が見受けられます。

表 家族類型別 子育てが地域に支えられているか（就学前児童）

	感じる	感じない	無回答	合計
ひとり親	86 36.0%	140 58.6%	13 5.4%	239 100.0%
フルタイム×フルタイム	248 41.7%	340 57.1%	7 1.2%	595 100.0%
フルタイム×パートタイム（月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）	173 44.1%	209 53.3%	10 2.6%	392 100.0%
フルタイム×パートタイム（下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）	90 47.6%	97 51.3%	2 1.1%	189 100.0%
専業主婦（夫）	656 42.4%	839 54.3%	51 3.3%	1,546 100.0%
パート×パート（双方月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）	9 47.4%	9 47.4%	1 5.3%	19 100.0%
パート×パート（いずれかが下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
無業×無業	8 36.4%	14 63.6%	0 0.0%	22 100.0%
無回答	64 44.1%	71 49.0%	10 6.9%	145 100.0%
合計	1,335 42.4%	1,719 54.6%	94 3.0%	3,148 100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

表 家族類型別 子育てが地域に支えられているか（小学生）

	感じる	感じない	無回答	合計
ひとり親	80 43.0%	103 55.4%	3 1.6%	186 100.0%
フルタイム×フルタイム	115 54.2%	94 44.3%	3 1.4%	212 100.0%
フルタイム×パートタイム（月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）	269 50.2%	246 45.9%	21 3.9%	536 100.0%
フルタイム×パートタイム（下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）	46 63.9%	23 31.9%	3 4.2%	72 100.0%
専業主婦（夫）	237 49.8%	227 47.7%	12 2.5%	476 100.0%
パート×パート（双方月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）	4 50.0%	3 37.5%	1 12.5%	8 100.0%
パート×パート（いずれかが下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）	0 ---	0 ---	0 ---	0 ---
無業×無業	5 50.0%	4 40.0%	1 10.0%	10 100.0%
無回答	26 42.6%	30 49.2%	5 8.2%	61 100.0%
合計	782 50.1%	730 46.8%	49 3.1%	1,561 100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

また、地域子育て支援拠点事業等の利用状況では0歳児から2歳児の内、利用していない人が6割前後もいるといった状況があります。利用者が少ない要因としては必要なタイミングで適切な情報が提供されていないことや近隣に拠点となるような施設が少ないことが課題と考えられます。

表 年齢別地域子育て支援拠点事業等の利用状況（複数回答）

	地域子育て支援拠点事業 （親子が集まって 過ごし、相談をする 場）	その他当該自治体 で実施している類似の事業 （園庭開放、親子 教室等）	利用して いない	有効回答 数
0歳児（平成25 年度生まれ）	1 10.0%	1 10.0%	7 70.0%	10 100.0%
0歳児（平成24 年度生まれ）	181 34.0%	78 14.7%	311 58.5%	532 100.0%
1歳児	155 31.1%	106 21.2%	310 62.1%	499 100.0%
2歳児	115 21.9%	92 17.5%	343 65.3%	525 100.0%
3歳児	54 10.1%	37 6.9%	446 83.7%	533 100.0%
4歳児	16 3.1%	14 2.7%	447 87.6%	510 100.0%
5歳児	16 3.1%	18 3.5%	450 86.4%	521 100.0%
無回答	3 16.7%	0 0.0%	14 77.8%	18 100.0%
合計	541 17.2%	346 11.0%	2,328 74.0%	3,148 100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

このような在宅で子育てをしている家庭の子育て不安の解消に向けて、地域子育て支援センター等を利用したいと思ってもらえるような情報提供の工夫や、親子で交流できる居場所づくりの充実、相談支援の強化、家庭訪問など積極的な働きかけなどが必要となっています。また公的な支援だけではなく地域主体の取り組みの充実もさらに重要となっています。

(4) 一時預かりについて

保育所（園）の一時預かりサービスの利用状況をみると、利用者数は平成21年度から平成22年度にかけて一旦増加していましたが、平成22年度の22,430人から減少に転じて平成24年度には18,532人となっています。

アンケート調査の結果から私用等によって不定期に利用できる事業の状況をみると、就学前児童の家庭の内、一時預かり事業を利用したい人は41.7%で実際に利用している人（4.1%）を37.6ポイント上回っています。このようにニーズの希望はあるものの実際の利用者数はニーズより少ない状況が認められます。

一時預かりの利用しにくさとしては、質の担保や体制確保を図るために、当事者の事前の申し込みが必要となっており、緊急時には利用が困難であるという課題が考えられます。また料金が発生することにより利用を控えたり、切迫した理由以外ではなるべく親族・友人に預けたりする状況が見受けられます。

表 保育所（園）の一時預かりサービスの利用状況

（単位：件、箇所）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
利用者合計	23,509	21,083	22,430	20,042	18,532
実施箇所数	33	34	35	37	35

* 平成20～平成24（各年度）

表 私用等で不定期に利用している事業
（複数回答）（就学前児童）

	回答数	構成比
一時預かり（保育所などで一時的に子どもを預かる事業）	130	4.1%
幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ）	343	10.9%
ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業）	12	0.4%
ベビーシッター	6	0.2%
その他	33	1.0%
利用していない	2,570	81.6%
有効回答数	3,148	100.0%

表 私用等による不定期の一時預かり事業の利用意向（就学前児童）

	回答数	構成比
利用したい	1,314	41.7%
利用する必要はない	1,524	48.4%
無回答	310	9.8%
合計	3,148	100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

一時預かり	在宅で保育を行っている就学前児童で、保護者の傷病・入院・看護等の事由により、緊急・一時的に児童を保育所（園）で受け入れる事業
-------	--

(5) 要保護・発達に支援が必要な児童について

① 児童虐待防止について

市が対応した児童虐待相談件数は、平成 21 年度の 638 件から年々増加し平成 25 年度には 975 件となっています。また、アンケート調査の結果から自分の子どもを虐待しているのではないかという自覚をみると、虐待しているのではないかと思う人（「思う」と「ときどき思う」の合計）は、就学前児童のいる家庭では 20.0%、小学生のいる家庭では 17.5%でそれぞれ前回調査（平成 20 年度）（16.7%、14.0%）を上回っています。このように虐待に関する相談件数の増加や虐待を認知する人が増加している傾向にあります。

虐待の発生の予防では、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関、医療関係者、民生委員・児童委員との連携などにより、妊娠、出産、育児期に養育支援を必要とする家庭を早期に把握することが重要です。本市では、乳幼児健康診査等で把握できなかった児童に対し、「こんにちは赤ちゃん事業」「児童虐待発生予防システム構築事業」などアウトリーチ型事業を充実させることによって、早期に状況を把握し、養育支援訪問事業や子育て支援センター等の利用につなげるよう支援しています。また育児上の困難を抱える家庭を対象に養育支援訪問事業等を展開しています。

また、虐待を防止、発見、対応していくためには、保健、福祉、医療、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制が必要であり、本市では東大阪市要保護児童対策地域協議会を設置し、各機関が役割分担のもとで、定期的な連絡会議等において、家庭、児童に関する情報を共有しています。それとともに、福祉、保健、教育の各機関において虐待の早期発見・早期支援に努めています。

このように本市では各機関の連携によって、早期発見体制の充実と適切な支援につなげるためのネットワークづくりに努めてきましたが、虐待相談件数の増加に見られるように虐待への不安を抱える家庭が増加傾向にある中で、子育てに困難を抱える家庭の早期発見・早期支援と必要な支援へとつなげるための体制の拡充等が課題となっています。

本市が対応した児童虐待の相談実件数の推移

(単位：件)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
相談実件数	638	751	811	894	975

* 平成 21～平成 25（各年度）

* 対象児童：0 歳～18 歳

② 障害児支援について

他市と比べて早くから乳幼児の健診体制を整備してきたこと、また受診率も高いことから、乳幼児健診などを契機とする場合や、各種機関への相談による場合、保育所（園）・学校等の日常生活の場での気づきから障害がわかる場合などがあります。このような気づき、あるいは「気になる」時点での早期対応を行い、障害の早期発見に努めてきました。

そして、支援を必要とする子どもたちへの早期療育に向けては、成長段階に応じて途切れなく支援を行っていくために、関係機関の連携のもとで、1歳6か月児健診後のすこやか教室、こぼと園などの市立施設及び民間のサービス提供事業者による福祉型児童発達支援・医療型児童発達支援、放課後等デイサービス事業などを展開・支援しています。早期療育の中心的な基盤としては療育センターがあり、通園する園児とその家族を支えるだけでなく、地域で教育や保育に携わる人たちを支援するシステムをつくっています。また、保育所（園）では保育所体験特別事業、発達に支援が必要な児童の入所などを実施しています。保育所での障害児保育の利用児童は、平成21年4月の370人から平成25年4月には442人まで増加しています。子育て支援センターでは育児支援事業なども展開しています。

平成20年度には東大阪市こどもの発達支援ネットワーク協議会を設置し、福祉・保健・教育の各機関が有する情報の共有、機関連携の強化に努めてきました。

表 療育センターの利用状況

(単位：件)

年度	通園教育		外来診療		たんぽぽ・児童 デイサービス
	第1はばたき	第2はばたき	診療件数	うち歯科	
平成20年度	814	493	12,360	1,322	131
平成21年度	875	463	12,808	1,299	122
平成22年度	924	444	13,517	1,363	120
平成23年度	719	417	11,869	1,357	113
平成24年度	720	313	11,048	1,251	91

* 平成20～平成24（各年度）

表 障害児保育の利用者数の推移

(単位：人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
市立	110	129	127	125	127
私立	260	285	306	325	315
合計	370	414	433	450	442

* 平成21～平成25（各年）4月1日現在

障害児の地域での生活支援では、きめ細かな相談体制や先に述べたような福祉サービスが必要であり、引き続き保健・福祉・医療・教育の各機関の連続的、密接な連携が必要となっています。加えて、早期発見・療育・生活支援の分野での一貫した支援体制を充実してきた流れの中で、現状ではサービスの総量不足や拠点となる療育センターの老朽化・狭隘化などが課題になっており、障害児の発達段階に応じた適切な支援を行うためのさらなる体制づくりと施設整備をより一層推進する必要があります。

(6) 幼・保・小・中の連携や公私の連携について

保育・教育の研究促進と連携に関して、地域の子育て支援のネットワークを構築するために子育て支援地域連携会議を開催したり、幼児教育のあり方研究事業や幼稚園教育研究会の中で合同研修会・相互の保育・授業参観や共通カリキュラム等の検討を実施したり、学びのトライアル事業での取り組みなどを通して園児・児童・生徒及び教職員間の交流や継続性のある学校園教育活動の実施による中学校区の幼小中の連携を図ったりすることによって、保育所や幼稚園の保育・教育の内容を充実してきました。

子育て支援センター・公立保育所における子育て支援地域連携会議等での取り組みによって地域内の私立保育園・幼稚園や認可外保育施設等とも情報を交換して相互の連絡調整を図り、また地域の子どもや親の状況の共有化を進めてきました。さらに幼稚園においては中学校区の幼小中の連携を強めるため公立幼稚園が中心となって園児・児童・生徒及び教職員間の交流を進め、中学校区内一体で、子どもの成長を見守り、継続性のある学校園教育活動を進めています。

民間の取り組みに注目すると、待機児童対策として民間保育園の増設や私立幼稚園での3年保育の実施、また公と同様に要支援児童への対策や在宅支援、障害児支援などが各施設での不断の努力によって展開されてきました。また民間幼稚園では各園の取り組みによって地域連携を模索しています。

このように、各機関が手を携えながら学校園の個別の努力や福祉や教育、保健といった縦割りの構造に頼りながら就学前児童の保育・教育の連携を推進してきました。そして現状では地域全体での保育・教育の交流と連携が徐々に加速化している段階にはあるものの、公立施設でのこれまでの取り組みや地域の小・中学校との交流など、個別に蓄積してきた連携方策をいかに東大阪市全体として活用していくのが課題となっています。

今後はさらに公立や私立という枠に捉われることなく、これまで培ったノウハウを生かし、保育・教育の研究の促進と機関連携に努める必要があります。その際には何らかの旗振り役が必要になると考えられることから、公がコーディネートをすることで、公立施設と民間施設で連携を図り、市民が必要とするサービスを効率的に提供できるように努めます。

（７）留守家庭児童育成クラブについて

留守家庭児童育成クラブは、小学校低学年（１年生から３年生）を対象とし、保護者が就労等により昼間家庭にいない留守家庭児童をあずかり、児童の安全確保と遊びを主とした生活指導を行い、留守家庭児童の健全な育成を図ることを目的としています。小学校敷地内に留守家庭児童育成クラブを設置して、児童の健全育成の充実を図ってきました。

留守家庭児童育成クラブのニーズに関しては、現在利用している人で高学年まで利用したい人は58.0%あり、また低学年で現在利用していない人の内、利用希望のある人は25.0%、現在、高学年で希望している人は全体の13.4%となっています。アンケート結果に見られるよう、高学年の利用ニーズも高く、また、一部待機児童も出ているなか、年次的な施設整備が課題となっています。

表 留守家庭児童育成クラブを利用している人の学年の希望（小学校低学年）

	回答数	構成比
低学年（１～３年生）の間は利用したい	76	39.4%
高学年まで利用したい	112	58.0%
無回答	5	2.6%
合計	193	100.0%

表 現在、利用していない人の留守家庭児童育成クラブの利用希望（小学校低学年）

	回答数	構成比
低学年（１～３年生）の間は利用したい	44	6.8%
学年に関係なく、小学生の間は利用したい	118	18.2%
今後も利用しない	470	72.6%
無回答	15	2.3%
合計	647	100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

表 放課後の過ごし方の希望（複数回答）（小学校高学年）

	回答数	構成比
自宅で家族と過ごす	479	67.7%
自宅で留守番をする	176	24.9%
祖父母宅や友人・知人宅	164	23.2%
習い事（ピアノ教室、スイミング、学習塾など）	508	71.8%
留守家庭児童育成クラブ（放課後児童クラブ）	95	13.4%
ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業）	17	2.4%
その他	43	6.1%
有効回答数	708	100.0%

表 子育てに必要な子育て支援・対策（複数回答）（小学生）

	回答数	構成比
留守家庭児童育成クラブ（放課後児童クラブ）の充実	654	41.9%
子育て支援のネットワークづくり	326	20.9%
地域における子どもの活動拠点の充実（児童館など）	686	43.9%
子どもの教育環境	778	49.8%
子育てしやすい住居・まちの環境面での充実	874	56.0%
仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備	868	55.6%
子どもを対象にした犯罪・事故の軽減	937	60.0%
虐待等を受けた社会的養護を要する子どもに対する支援	344	22.0%
その他	78	5.0%
有効回答数	1,561	100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

（８）子育て支援の情報提供について

子育て支援に関する多くの事業やサービスについて、子育て家庭などが幅広く、また必要な時に知ることができるような情報提供が必要です。また子育て支援の情報提供について行政が発信している情報と子育て家庭が欲している情報やサービスを結びつけるコーディネーターの役割が求められています。

現状では市政だよりや市ウェブサイト、子育てメールマガジン等による情報提供を中心に行っています。また子育て情報のパンフレットや子育てマップなどを作成し、保育所（園）や子育て支援センター、保健センター、行政サービスセンター、福祉事務所などに配布し、子育て家庭が入手しやすいように設置しています。保健センターで実施しているこにちは赤ちゃん事業では、各家庭の訪問時に子育てガイドブックを配布するなどの取り組みを行い、さまざまな情報提供に努めています。

しかしながら、アンケート調査の結果から、子育て支援サービスの情報の入手しやすさをみると、就学前児童のいる家庭では「入手しにくい」が 34.2%で「入手しやすい」（12.7%）を 21.5ポイント上回っており、子育て家庭等へ必要な時に必要な情報が必ずしも届いていないなど情報提供のあり方が課題となっています。様々な子育て支援情報を発信しているにもかかわらず、子育て家庭が本当に欲しい情報に結びついていない場合やニーズに対応しきれていないという現状があります。また在宅子育て家庭の座談会からは、「紙媒体のものは読みにくい・目に付きにくい」「身近な場所での情報提供が必要」などの意見が出ており、情報を把握する手段や必要な内容に到達するきっかけづくりについて身近な方法を検討する必要があります。

従前の情報提供では、不備のないように幅広く多くの情報を網羅してきましたが、各機関でのパンフレット類の配布など、どこに情報を必要としている人がいるかは必ずしも明確でないまま、また情報が必要なときに子育て家庭が情報に辿り着きやすい仕組みが明確でないままに情報を提供してきたことが課題と考えられます。子育て家庭の必要とする情報量としては十分に揃いつつある中で、数ある情報をいかに市民のニーズにマッチングさせるか、が今後の課題であると考えています。

表 子育て支援サービスの情報の入手しやすさ（就学前児童）

	回答数	構成比
入手しやすい	401	12.7%
入手しにくい	1,078	34.2%
どちらともいえない	1,629	51.7%
無回答	40	1.3%
合計	3,148	100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

表 子育て情報・相談に関するご意見（抜粋）

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| ・紙媒体のものは読みにくい・目に付きにくい | ・民間施設も含めたバリアフリーマップの充実 |
| ・身近な場所での情報提供が必要 | ・スマートフォンやインターネットの活用 |
| ・何を調べたらいいのかわからない | ・先輩ママからの情報を得たい |
| ・親が楽しめるような情報が少ない | ・身近な場でポスター等での情報提供 |
| ・地域の回覧板等に子どもに関する情報が少ない | ・相談先がわからない |
| ・ママの気持ちを吐き出せるような場や情報 | |

資料：平成 25 年度東大阪市在宅子育て家庭の座談会より

（９）親の子育て力^②の支援について

アンケート調査の結果から現在の子育ての不安をみると、就学前児童の家庭では不安を感じる人が５割弱程度となっています。また妊婦では出産や育児についての不安感・負担感を感じる人（「非常に不安や負担を感じる」と「何となく不安や負担を感じる」の合計）は 52.1%となっています。

表 出産や育児についての不安感・負担感（妊婦）

	回答数	構成比
非常に不安や負担を感じる	54	12.0%
何となく不安や負担を感じる	180	40.1%
あまり不安や負担は感じない	165	36.7%
まったく感じない	18	4.0%
なんともいえない	24	5.3%
無回答	8	1.8%
合計	449	100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

少子化や地域での子育て力の低下の中で、子育て家庭が抱える、子育てに関する悩みは幅広くなり、また、子育てに不安を持ち、自信を持てないまま子どもと接している親も多い状況にあります。また、増加傾向にあるひとり親家庭では就労や子育ての負担から地域の中で孤立してしまう場合も見受けられます。

このような親が抱える子育ての困難さについて、親の子育て力を支えるために、身近なところで、気軽に相談できる窓口や支援体制の強化が求められています。

現状では、妊娠期から出産期、乳幼児期、児童と年齢期ごと、あるいは子どもの成長段階に応じて、乳幼児健診の機会や、福祉事務所・保健センター・幼稚園・保育所（園）・子育て支援センター・教育センター等での相談、育児教室・２か月親子講習会、休日・夜間子育て支援相談事業、家庭支援推進保育所事業、家庭訪問指導事業、地域の中での相談（民生委員・児童委員、主任児童委員、母子福祉推進委員、コミュニティソーシャルワーカー等）などがあります。また、20歳未満の若年妊娠・出産や育児の不安軽減のための「ティーンズ・ママの会」「ティーンズ・クラブ」といった10代の母親とその子どもを支援する教室を開催し、仲間づくりや育児のサポートを行っています。また、双子の出生も増えており、子育て支援や交流することを目的とした教室も実施しています。父親の支援としては両親学級やプレパパ・プレママの会などがあり、赤ちゃんを迎えるための準備や父親が主体的に育児へ参加することを促しています。

しかしながら、いずれの事業においても利用者の増加や相談ケースの複雑化などが認められ、相談できる場や機会づくりの強化とともに専門スタッフの派遣などの支援の充実が求められます。

^② ここでいう親の子育て力とは子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じながら親が自信をもって子育てできるような、人が本来持っている力のことです。親の子育て力の支援とは様々な要因で不安を抱えている親に必要な支援を届けることで、子どもの成長を喜び、その楽しさを実感できるようにすることです。

3. 施策展開の基本的な考え方

これまでの構成を入れ替えて、先に「(1) 戦略的に取り組むための考え方」を設定して、公私がともに取り組む内容を表記し、その後で「(2)」として公立の方向性を示すようにしました。

(1) 戦略的に取り組むための考え方

地域での様々な子育て支援を充実してきた流れの中で、より身近で、より具体的な課題に対応するために、戦略的に取り組む施策として「幼児期における質の高い学校教育・保育の提供」「待機児童の解消」「在宅での子育て支援」を設定し、施策を促進していくこととします。

① 幼児期における質の高い学校教育・保育の提供

幼児期のうち、おおむね満3歳以上の時期は、その後の生活や学びの基礎となる重要な時期であるといえます。この幼児期の学校教育・保育の場に関して入園（所）のニーズとしては幼稚園、保育所（園）にそれぞれの希望がある状況にも関わらず、保育所（園）では待機児童が出るほど受け入れ先の拡大が課題であり、一方で幼稚園の定員充足率は100%に満たない場合があります。さらには各々の施設が老朽化や耐震化の必要性などの課題を抱えている場合もあります。

このように幼児期の教育・保育の場に関する課題に対して、質の高い、安定的な供給体制を確保していく必要があります。

子ども・子育て関連3法による新制度では、質の高い幼児期の学校教育・保育を促進するために、幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ「認定こども園制度」の改善が目指され、施設型給付による財政支援の強化や、幼保連携型認定こども園の設置手続きの簡素化などが図られています。

本市としても、このような仕組みを生かしながら、幼児期のすべての子どもたちに質の高い学校教育・保育の場を提供するための新たな対策を構築する必要があります。

② 待機児童の解消

これまでに施設整備計画を策定するなどして待機児童の解消に努めてきましたが、保育要件として保護者の就労時間に下限を設定せずに多くの方の保育ニーズを受容してきたこと、また景況感の悪化など社会経済情勢の変化によるニーズの高まりなどによって、待機児童数の増加が再び大きな課題となっています。

子ども・子育て関連3法による新制度では、待機児童解消に向けた対策の1つとして、認定こども園、幼稚園、保育所（園）を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）が創設されており、本市としても、このような仕組みを生かして保育機能の確保を図りながら、新たな対策を推進する必要があります。また待機児童のほとんどが0～2歳児という実態から産休後・育休後の保育利用のための方策について網羅的に検討する必要があります。

③ 在宅での子育て支援の拡充

子どものいる世帯の減少や地域のつながりの希薄化、さらには少子化による児童数の減少によって、子育てをめぐる環境は大きく変化し、子育て家庭の孤立化・負担感が高まっている状況にあります。これまで在宅での子育てに関して地域における支援を充実してきましたが、それでもなお在宅での子育て不安等に課題が見受けられます。また公的なサービスや地域住民とのつながりを持とうとされない場合には、その手立てには十分な配慮が必要となってきました。今後は、いかに地域の子育て家庭の交流を促していくのか、また、子どもを一時的に預かる場所の確保や必要な支援へとどのようにつなげていくのかといった、情報提供・拠点・預かりの機能拡充が課題となっています。

このような状況を受けて、必要な子育て支援の情報をいつでも手に入れられるように身近な場所での情報提供・相談機能の充実を図ります。また教育・保育の事業の拡充に伴って、人材の確保が必要となることから、保育士の資格を保有しながら活用できていない人材の掘り起こしや保育従事者等として従事可能な人材の育成を図ります。さらに地域で子育てを安心して行えるように、いつでも・誰でも・自由に・気軽に集まり、交流できる居場所づくりの強化や緊急・一時的な預かりの充実などに取り組みます。

(2) 公の果たす役割を実行していくための公立施設の将来像について

前述した主な課題などを受けて、公の果たす役割として4つの柱を基本とします。この4つの柱をもとに公立施設の将来像を検討していきます。

① 地域における子ども・子育て支援強化

地域における子ども・子育て支援の強化を図るために、子育て支援のバックアップ（公的支援）を積極的に実施していくことが必要となります。公立施設が地域における子育て支援の中核的な役割を果たすことで、より充実した支援を展開していきます。併せて、公の社会資源の有効な活用を図っていきます。

② 民間施設との連携の工夫

公立施設のこれまでの取り組みを活かし、民間保育園・民間幼稚園と地域の小・中学校、高等学校との交流をより一層図る必要があります。

また、公がコーディネートをすることで、公立施設と民間施設で連携を図り、市民が必要とするサービスを効果的に提供できることが期待されています。

③ 公の持つ強みに応じた役割再編

公立施設と民間施設とが共通して抱える課題に対して、公の持つ強みを活かして、役割を整理することが重要となっています。

④ 要保護児童・要支援児童に対する手厚いサポート

民間施設や関係機関との連携を図りながら、要保護・要支援児童に対するセーフティネットとしての役割を発揮し、加えて、養育上の問題を抱える家庭への支援も充実させていきます。

第4章 事業計画の具体的な取り組み

1. 教育・保育提供区域の設定

前述したように本計画では幼稚園・保育所（園）や地域子ども・子育て支援事業の現状と課題を明らかにしました。そして、施策として「幼児期における質の高い学校教育・保育の提供」「待機児童の解消」「在宅での子育て支援の拡充」を戦略的に取り組むこととしています。ここからはこのような課題を受けて、就学前児童の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業に関してサービスごとの基盤整備を促すために提供区域の設定を検討することとします。

（１）考え方

本計画では国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づいて教育・保育提供区域を設定する必要があります。教育・保育提供区域とは就学前児童の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の供給にあたって目安となる区域のことです。

設定にあたっては、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づいて、小学校区・中学校区・行政区単位等の中から、地理的条件、人口、現在の利用状況、その他の社会的条件を勘案する必要があります。また、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に利用することが可能な区域となるように定めることが求められています。

なお、教育・保育提供区域は、あくまで教育・保育施設等の確保に向けた需給調整に係る区域であり、通学区とは異なり、区域外への通園等ができないわけではありません。

◎区域を設定する際のポイントについて

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定となりますが、教育・保育と地域子ども・子育て支援事業において実態が異なる場合は事業ごとに設定することが可能となっています。

○地理的条件、人口、現在の利用状況、その他の社会的条件を総合的に勘案する。

○小学校区、中学校区、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に利用することが可能な区域を定める必要がある。

(2) 教育・保育提供区域の設定について

① 教育・保育提供区域の設定にあたって

教育・保育提供区域の設定にあたっては、本市の福祉・保健、まちづくりなどの単位となっている、リージョンと中学校区に注目しました。各区域の概況については「資料（●ページ参照）」に記載しています。区域の設定については、保護者や子どもが実際に利用しやすいこと、またニーズがある場合には早急に供給確保をしやすいこと、さらには就学前児童の教育・保育の現在の利用状況に鑑みてそれらに共通した区域単位であること、といった視点から検討を重ねました。

まず、中学校区の場合は保護者が負担感なく送迎できる範囲であり、利用実績を把握する範囲としては妥当と判断しました。しかしながら、小さな中学校区ではニーズが過少であったり、地域に施設が少ないなど、需給バランスを図ることや提供するサービスの確保が難しいことが課題となります。

一方、リージョンに注目すると、需給調整や各サービスの供給確保が柔軟に対応できる反面、地域の実情に応じたきめの細かいニーズの把握は困難になります。

このような中学校区、リージョンのそれぞれの理由・特徴から、本市では利用実績の把握等については中学校区を基本とし、供給体制の整備にあたってはリージョンを基準としてニーズへの対応を加速化することとしました。

表 教育・保育提供区域

施設・事業名		対応方針
教育・保育施設	幼稚園、保育所（園）、認定こども園	利用実績の把握等については「中学校区」とし、整備にあたっては7リージョンを基準とする。
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	

※ 教育・保育提供区域は、あくまで教育・保育施設等の確保に向けた需給調整に係る区域であり、通学区とは異なり、区域外への通園等ができないわけではありません。

② 地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定にあたって

地域子ども・子育て支援事業については利用対象者が限定される子育て短期支援事業等があること、また、もともと本市全体による対応を必要とする子育て援助活動支援事業等があることなどから、原則、市域全体を一つの範囲とします。ただしサービスによっては地域ごとの整備が進められている事業もあることから、地域の実情に合わせた整備を促進します。

留守家庭児童育成クラブでは小学校区での配置を基本としてきた経緯から、提供区域は小学校区とします。

また地域子育て支援拠点事業では子育て支援センターのないリージョン区があるなど、子育て支援拠点機能の現状などを踏まえて、提供区域はリージョン区とします。

表 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

施設・事業名	対応方針
②－１ 延長保育（時間外保育）事業	市域全体
②－２ 留守家庭児童育成クラブ	小学校区
②－３ 子育て短期支援事業（ショートステイ）	市域全体
②－４ 地域子育て支援拠点事業	リージョン区
②－５ 一時預かり事業 ②－６ 病児保育事業 ②－７ 子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業） ②－８ 乳幼児家庭全戸訪問事業 ②－９ 養育支援訪問事業 ②－１０ 妊婦健診 ②－１１ 利用者支援事業	市域全体

2. 必要見込み量の算定方法について

(1) 全国共通で「必要見込み量」を算出する項目の概要

就学前児童の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に関して需要量と現在の供給量から必要見込み量を算出します。

下記の事業については、全国共通で、市町村子ども・子育て支援事業計画で定める「教育・保育提供区域」ごとに「必要見込み量」の算出を行うこととされています。

表 全国共通で「必要見込み量」を算出する項目

施設・事業				対象児童年齢
1	教育・保育	1号認定	教育標準時間認定	3～5歳
2		2号認定	保育認定①（幼稚園）	3～5歳
3			保育認定②	3～5歳
4	地域子ども・子育て支援事業の一部	3号認定	保育認定③	0歳、1・2歳
5		延長保育（時間外保育）事業		0～5歳
6		放課後児童健全育成事業		1～3年生、4～6年生
7		子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）		対象は0～18歳 見込み量は0～5歳
8		地域子育て支援拠点事業		0～2歳
9		一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他（預かり保育以外）		3～5歳 0～5歳
10		病児保育事業		対象は0～5歳、1～6年生 見込み量は0～5歳
11		子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）		対象は0～5歳、1～3年生、 4～6年生 見込み量は1～3年生、4～6年生
12		利用者支援事業 ※ワークシートからは算出しない。		0～5歳、1～6年生

* 認定とは、保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みです。認定区分には1号認定、2号認定、3号認定があります。1号認定とは満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子どもが該当します。2号認定とは満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）のことで、2号認定の内、保育認定①は保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人です。3号認定とは満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）のことで、

(2) 需要量の算出方法の概要

就学前児童の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の需要量を算出するにあたって、アンケート調査を踏まえ、国の手引き書・ワークシートに基づいて家族ごとの潜在的なニーズや市の実情を勘案しています。

(3) 必要見込み量の概要

現在（平成25年度・平成26年度）の供給量を見積り、供給量と需要量との差から必要となる量（必要見込み量）を算出しています。必要見込み量は供給量から需要量を差し引いた値を表記しています。算出された必要見込み量に対して、平成27年度から順次整備等を実施する中で供給の拡充を行い、計画の最終年度である平成31年度にすべての必要見込み量の確保を図ることに努めます。

3. 就学前児童の学校教育・保育について

(1) 就学前児童の学校教育・保育の需要量と現状の供給量^③等

① 市全体の経年変化

表 3～5歳の需要量

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 1号認定 (認定こども園および幼稚園)	人	6,311	6,160	6,046	5,932	5,817
② 2号認定 (幼児期の学校教育の利用希 望が強いと想定されるもの)	人	865	844	829	813	797
③ 2号認定 (認定こども園及び保育所)	人	4,580	4,471	4,388	4,305	4,222
需要量の合計	人	11,756	11,475	11,263	11,050	10,836

表 0～2歳の需要量

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
④ 3号認定 (認定こども園及び保育 所＋地域型保育)	0歳	人	733	713	705	697	688
	1・2歳	人	2,597	2,534	2,504	2,475	2,446
需要量の合計		人	3,330	3,247	3,209	3,172	3,134
児童数(0～2歳)		人	9,701	9,457	9,346	9,238	9,127

^③ 現在の供給量とは平成 25 年度又は平成 26 年度の供給量のことです。

② 市全体の年度ごとの必要見込み量

最終到達目標である平成 31 年度の必要見込み量をみると、3 歳～5 歳の 1 号・2 号は必要見込み量がなく、2 号でありながら幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものの必要見込み量は－797 人となっています。0 歳～2 歳をみると、平成 31 年度の 3 号の必要見込み量は 0 歳が－188 人、1・2 歳が－368 人となっています。

このように、3 号と、2 号でありながら幼児期の学校教育の利用希望が強いものの必要見込み量をどのように確保していくのかが課題となっています。

表 認定区分別の需要量（平成27年度）と現状の供給量、必要見込み量

（単位：人）

	3 歳～5 歳の内			3 号 (0 歳)	3 号 (1・2 歳)
	1 号	2 号	2 号(幼稚園)*		
需要量	6,311人	4,580人	865人	733人	2,597人
現状の供給量	9,660人	4,229人		500人	2,078人
必要見込み量	3,349人	-351人	-865人	-233人	-519人

* 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。

表 認定区分別の需要量（平成28年度）と現状の供給量、必要見込み量

（単位：人）

	3 歳～5 歳の内			3 号 (0 歳)	3 号 (1・2 歳)
	1 号	2 号	2 号(幼稚園)*		
需要量	6,160人	4,471人	844人	713人	2,534人
現状の供給量	9,660人	4,229人		500人	2,078人
必要見込み量	3,500人	-242人	-844人	-213人	-456人

* 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。

表 認定区分別の需要量（平成29年度）と現状の供給量、必要見込み量

（単位：人）

	3 歳～5 歳の内			3 号 (0 歳)	3 号 (1・2 歳)
	1 号	2 号	2 号(幼稚園)*		
需要量	6,046人	4,388人	829人	705人	2,504人
現状の供給量	9,660人	4,229人		500人	2,078人
必要見込み量	3,614人	-159人	-829人	-205人	-426人

* 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。

表 認定区分別の需要量（平成30年度）と現状の供給量、必要見込み量

(単位：人)

	3歳～5歳の内			3号 (0歳)	3号 (1・2歳)
	1号	2号	2号(幼稚園)*		
需要量	5,932人	4,305人	813人	697人	2,475人
現状の供給量	9,660人	4,229人		500人	2,078人
必要見込み量	3,728人	-76人	-813人	-197人	-397人

* 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。

表 認定区分別の需要量（平成31年度）と現状の供給量、必要見込み量

(単位：人)

	3歳～5歳の内			3号 (0歳)	3号 (1・2歳)
	1号	2号	2号(幼稚園)*		
需要量	5,817人	4,222人	797人	688人	2,446人
現状の供給量	9,660人	4,229人		500人	2,078人
必要見込み量	3,843人	7人	-797人	-188人	-368人

* 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。

③ 校区別・リージョン別 必要見込み量

○ 3号認定

表 教育・保育校区別必要見込み量・3号（平成27年度）

（単位：人）

中学校区	リージョン	3号							
		0歳				1・2歳			
		需要量	現在の供給量	必要見込み量		需要量	現在の供給量	必要見込み量	
石切	A	40	24	-16	-34	119	84	-35	-62
孔舎衛		25	7	-18		68	41	-27	
縄手	B	12	9	-3	-30	58	27	-31	-121
校岡		25	23	-2		142	140	-2	
縄手北		27	15	-12		71	45	-26	
池島		26	9	-17		71	39	-32	
縄手南		14	18	4		95	65	-30	
盾津	C	89	61	-28	-48	197	234	37	-6
盾津東		44	24	-20		137	94	-43	
玉川	D	43	16	-27	-27	115	75	-40	-77
英田		29	42	13		181	168	-13	
花園		25	19	-6		83	105	22	
若江		13	6	-7		86	40	-46	
楠根	E	26	35	9	9	167	144	-23	-23
長栄	F	22	16	-6	-99	107	44	-63	-166
新喜多		57	16	-41		122	73	-49	
俊徳		4	3	-1		41	15	-26	
意岐部		57	33	-24		70	104	34	
高井田		31	20	-11		97	86	-11	
小阪	G	30	14	-16	-4	126	75	-51	-64
金岡		9	24	15		40	82	42	
太平寺		16	17	1		49	78	29	
上小阪		29	15	-14		114	78	-36	
長瀬		12	16	4		86	44	-42	
弥刀		20	9	-11		80	44	-36	
柏田		8	9	1		75	54	-21	
合計		733	500	-233	-233	2,597	2,078	-519	-519

表 教育・保育校区別必要見込み量・3号（平成28年度）

（単位：人）

中学校区	リージョン	3号							
		0歳				1・2歳			
		需要量	現在の供給量	必要見込み量		需要量	現在の供給量	必要見込み量	
石切	A	39	24	-15	-33	116	84	-32	-57
孔舎衛		25	7	-18		66	41	-25	
縄手	B	11	9	-2	-26	57	27	-30	-111
校岡		24	23	-1		139	140	1	
縄手北		26	15	-11		69	45	-24	
池島		25	9	-16		69	39	-30	
縄手南		14	18	4		93	65	-28	
盾津	C	86	61	-25	-44	192	234	42	2
盾津東		43	24	-19		134	94	-40	
玉川	D	42	16	-26	-24	112	75	-37	-65
英田		28	42	14		177	168	-9	
花園		24	19	-5		80	105	25	
若江		13	6	-7		84	40	-44	
楠根	E	25	35	10	10	162	144	-18	-18
長栄	F	22	16	-6	-96	104	44	-60	-154
新喜多		56	16	-40		119	73	-46	
俊徳		4	3	-1		41	15	-26	
意岐部		56	33	-23		68	104	36	
高井田		31	20	-11		95	86	-9	
小阪	G	29	14	-15	0	124	75	-49	-53
金岡		8	24	16		39	82	43	
太平寺		16	17	1		48	78	30	
上小阪		28	15	-13		111	78	-33	
長瀬		11	16	5		84	44	-40	
弥刀		19	9	-10		78	44	-34	
柏田		8	9	1		73	54	-19	
合計		713	500	-213	-213	2,534	2,078	-456	-456

表 教育・保育校別必要見込み量・3号（平成29年度）

（単位：人）

中学校区	リージョン	3号							
		0歳				1・2歳			
		需要量	現在の供給量	必要見込み量		需要量	現在の供給量	必要見込み量	
石切	A	39	24	-15	-32	114	84	-30	-54
孔舎衛		24	7	-17		65	41	-24	
縄手	B	11	9	-2	-26	57	27	-30	-105
枚岡		24	23	-1		137	140	3	
縄手北		26	15	-11		68	45	-23	
池島		25	9	-16		68	39	-29	
縄手南		14	18	4		91	65	-26	
盾津	C	86	61	-25	-43	190	234	44	6
盾津東		42	24	-18		132	94	-38	
玉川	D	41	16	-25	-22	111	75	-36	-61
英田		28	42	14		175	168	-7	
花園		24	19	-5		80	105	25	
若江		12	6	-6		83	40	-43	
楠根	E	25	35	10	10	161	144	-17	-17
長栄	F	21	16	-5	-92	103	44	-59	-147
新喜多		55	16	-39		118	73	-45	
俊徳		4	3	-1		40	15	-25	
意岐部		55	33	-22		67	104	37	
高井田		30	20	-10		94	86	-8	
小阪	G	29	14	-15	0	122	75	-47	-48
金岡		8	24	16		38	82	44	
太平寺		16	17	1		48	78	30	
上小阪		28	15	-13		110	78	-32	
長瀬		11	16	5		83	44	-39	
弥刀		19	9	-10		77	44	-33	
柏田		8	9	1		72	54	-18	
合計		705	500	-205	-205	2,504	2,078	-426	-426

表 教育・保育校別必要見込み量・3号（平成30年度）

（単位：人）

中学校区	リージョン	3号							
		0歳				1・2歳			
		需要量	現在の供給量	必要見込み量		需要量	現在の供給量	必要見込み量	
石切	A	38	24	-14	-31	113	84	-29	-53
孔舎衛		24	7	-17		65	41	-24	
縄手	B	11	9	-2	-24	55	27	-28	-100
枚岡		24	23	-1		136	140	4	
縄手北		26	15	-11		68	45	-23	
池島		24	9	-15		67	39	-28	
縄手南		13	18	5		90	65	-25	
盾津	C	83	61	-22	-40	188	234	46	9
盾津東		42	24	-18		131	94	-37	
玉川	D	41	16	-25	-22	109	75	-34	-53
英田		28	42	14		171	168	-3	
花園		24	19	-5		79	105	26	
若江		12	6	-6		82	40	-42	
楠根	E	24	35	11	11	160	144	-16	-16
長栄	F	21	16	-5	-91	102	44	-58	-141
新喜多		55	16	-39		116	73	-43	
俊徳		4	3	-1		40	15	-25	
意岐部		55	33	-22		66	104	38	
高井田		30	20	-10		93	86	-7	
小阪	G	28	14	-14	0	121	75	-46	-43
金岡		8	24	16		38	82	44	
太平寺		16	17	1		47	78	31	
上小阪		28	15	-13		109	78	-31	
長瀬		11	16	5		82	44	-38	
弥刀		19	9	-10		76	44	-32	
柏田		8	9	1		71	54	-17	
合計		697	500	-197	-197	2,475	2,078	-397	-397

表 教育・保育校区別必要見込み量・3号（平成31年度）

（単位：人）

中学校区	リージョン	3号							
		0歳				1・2歳			
		需要量	現在の供給量	必要見込み量		需要量	現在の供給量	必要見込み量	
石切	A	38	24	-14	-31	112	84	-28	-51
孔舎衛		24	7	-17		64	41	-23	
縄手	B	11	9	-2	-23	55	27	-28	-96
枚岡		24	23	-1		134	140	6	
縄手北		25	15	-10		67	45	-22	
池島		24	9	-15		67	39	-28	
縄手南		13	18	5		89	65	-24	
盾津	C	82	61	-21	-38	186	234	48	13
盾津東		41	24	-17		129	94	-35	
玉川	D	40	16	-24	-19	108	75	-33	-48
英田		27	42	15		169	168	-1	
花園		23	19	-4		78	105	27	
若江		12	6	-6		81	40	-41	
楠根	E	24	35	11	11	156	144	-12	-12
長栄	F	21	16	-5	-89	101	44	-57	-135
新喜多		54	16	-38		115	73	-42	
俊徳		4	3	-1		39	15	-24	
意岐部		54	33	-21		66	104	38	
高井田		30	20	-10		92	86	-6	
小阪		28	14	-14		119	75	-44	
金岡	G	8	24	16	1	38	82	44	-39
太平寺		16	17	1		47	78	31	
上小阪		27	15	-12		108	78	-30	
長瀬		11	16	5		81	44	-37	
弥刀		19	9	-10		75	44	-31	
柏田		8	9	1		70	54	-16	
合計		688	500	-188	-188	2,446	2,078	-368	-368

○ 1号・2号認定

表 教育・保育校区別必要見込み量 1号・2号（平成27年度）

（単位：人）

中学校区	リージョン	1号				2号							
		幼稚園				幼稚園利用希望				保育認定【認定こども園・保育所（園）】			
		需要量	現在の供給量	必要見込み量		需要量	現在の供給量	必要見込み量		需要量	現在の供給量	必要見込み量	
石切	A	353	840	487	368	63		-63	-107	203	162	-41	-152
孔舎衛		329	210	-119		44		-44		183	72	-111	
縄手	B	99	0	-99	733	9		-9	-111	119	54	-65	-45
枚岡		373	280	-93		39		-39		185	297	112	
縄手北		174	490	316		29		-29		83	90	7	
池島		143	350	207		6		-6		153	72	-81	
縄手南		188	590	402		28		-28		175	157	-18	
盾津	C	561	900	339	158	109		-109	-185	460	455	-5	-60
盾津東		356	175	-181		76		-76		176	121	-55	
玉川	D	313	210	-103	11	26		-26	-95	231	167	-64	10
英田		467	490	23		32		-32		269	390	121	
花園		266	490	224		19		-19		172	206	34	
若江		273	140	-133		18		-18		145	64	-81	
楠根	E	337	675	338	338	70		-70	-70	258	301	43	43
長栄	F	269	345	76	1,352	44		-44	-222	123	90	-33	-118
新喜多		284	765	481		42		-42		162	181	19	
俊徳		71	255	184		14		-14		90	32	-58	
意岐部		184	140	-44		28		-28		161	193	32	
高井田		190	570	380		53		-53		153	144	-9	
小阪		245	520	275		41		-41		250	181	-69	
金岡	G	91	570	479	389	17		-17	-75	109	164	55	-29
太平寺		68	95	27		14		-14		96	155	59	
上小阪		250	280	30		14		-14		211	147	-64	
長瀬		155	0	-155		7		-7		120	90	-30	
弥刀		176	140	-36		23		-23		126	127	1	
柏田		96	140	44		0		0		167	117	-50	
合計		6,311	9,660	3,349	3,349	865	0	-865	-865	4,580	4,229	-351	-351

表 教育・保育校区別必要見込み量 1号・2号（平成28年度）

（単位：人）

中学校区	リージョン	1号				2号							
		幼稚園				幼稚園利用希望				保育認定【認定こども園・保育所（園）】			
		需要量	現在の供給量	必要見込み量		需要量	現在の供給量	必要見込み量		需要量	現在の供給量	必要見込み量	
石切	A	344	840	496	385	62		-62	-105	199	162	-37	-144
孔舎衛		321	210	-111		43		-43		179	72	-107	
縄手	B	96	0	-96	755	9		-9	-109	115	54	-61	-25
枚岡		365	280	-85		39		-39		180	297	117	
縄手北		170	490	320		28		-28		80	90	10	
池島		140	350	210		6		-6		149	72	-77	
縄手南		184	590	406		27		-27		171	157	-14	
盾津	C	548	900	352	179	108		-108	-183	450	455	5	-45
盾津東		348	175	-173		75		-75		171	121	-50	
玉川	D	306	210	-96	42	25		-25	-90	226	167	-59	28
英田		456	490	34		30		-30		263	390	127	
花園		260	490	230		18		-18		169	206	37	
若江		266	140	-126		17		-17		141	64	-77	
楠根	E	329	675	346	346	68		-68	-68	253	301	48	48
長栄	F	263	345	82	1,380	44		-44	-217	119	90	-29	-95
新喜多		277	765	488		41		-41		158	181	23	
俊徳		69	255	186		14		-14		88	32	-56	
意岐部		180	140	-40		26		-26		157	193	36	
高井田		185	570	385		52		-52		149	144	-5	
小阪		241	520	279		40		-40		245	181	-64	
金岡	G	89	570	481	413	16		-16	-72	106	164	58	-9
太平寺		66	95	29		13		-13		93	155	62	
上小阪		240	280	40		14		-14		206	147	-59	
長瀬		152	0	-152		7		-7		118	90	-28	
弥刀		172	140	-32		22		-22		123	127	4	
柏田		93	140	47		0		0		163	117	-46	
合計		6,160	9,660	3,500	3,500	844	0	-844	-844	4,471	4,229	-242	-242

表 教育・保育校区別必要見込み量 1号・2号（平成29年度）

（単位：人）

中学校区	リージョン	1号				2号							
		幼稚園				幼稚園利用希望				保育認定【認定こども園・保育所（園）】			
		需要量	現在の供給量	必要見込み量		需要量	現在の供給量	必要見込み量		需要量	現在の供給量	必要見込み量	
石切	A	338	840	502	397	61		-61	-103	195	162	-33	-136
孔舎衛		315	210	-105		42		-42		175	72	-103	
縄手	B	94	0	-94	774	9		-9	-107	114	54	-60	-13
枚岡		357	280	-77		37		-37		176	297	121	
縄手北		167	490	323		28		-28		79	90	11	
池島		138	350	212		6		-6		147	72	-75	
縄手南		180	590	410		27		-27		167	157	-10	
盾津	C	537	900	363	196	106		-106	-181	440	455	15	-33
盾津東		342	175	-167		75		-75		169	121	-48	
玉川	D	300	210	-90	67	24		-24	-89	220	167	-53	45
英田		447	490	43		30		-30		258	390	132	
花園		255	490	235		18		-18		165	206	41	
若江		261	140	-121		17		-17		139	64	-75	
楠根	E	324	675	351	351	68		-68	-68	248	301	53	53
長栄	F	258	345	87	1,402	43		-43	-210	118	90	-28	-81
新喜多		272	765	493		39		-39		156	181	25	
俊徳		68	255	187		13		-13		87	32	-55	
意岐部		177	140	-37		26		-26		154	193	39	
高井田		182	570	388		51		-51		147	144	-3	
小阪	G	236	520	284	427	38		-38	-71	240	181	-59	6
金岡		88	570	482		16		-16		105	164	59	
太平寺		65	95	30		13		-13		92	155	63	
上小阪		235	280	45		14		-14		202	147	-55	
長瀬		148	0	-148		7		-7		115	90	-25	
弥刀		170	140	-30		21		-21		121	127	6	
柏田		92	140	48		0		0		159	117	-42	
合計		6,046	9,660	3,614	3,614	829	0	-829	-829	4,388	4,229	-159	-159

表 教育・保育校区別必要見込み量 1号・2号（平成30年度）

（単位：人）

中学校区	リージョン	1号				2号							
		幼稚園				幼稚園利用希望				保育認定【認定こども園・保育所（園）】			
		需要量	現在の供給量	必要見込み量		需要量	現在の供給量	必要見込み量		需要量	現在の供給量	必要見込み量	
石切	A	332	840	508	408	59		-59	-100	191	162	-29	-129
孔舎衛		310	210	-100		41		-41		172	72	-100	
縄手	B	93	0	-93	791	8		-8	-104	112	54	-58	-3
枚岡		351	280	-71		37		-37		174	297	123	
縄手北		163	490	327		27		-27		78	90	12	
池島		135	350	215		6		-6		144	72	-72	
縄手南		177	590	413		26		-26		165	157	-8	
盾津	C	529	900	371	210	105		-105	-177	432	455	23	-22
盾津東		336	175	-161		72		-72		166	121	-45	
玉川	D	293	210	-83	92	24		-24	-87	217	167	-50	59
英田		439	490	51		29		-29		253	390	137	
花園		250	490	240		17		-17		162	206	44	
若江		256	140	-116		17		-17		136	64	-72	
楠根	E	318	675	357	357	66		-66	-66	242	301	59	59
長栄	F	253	345	92	1,425	42		-42	-209	115	90	-25	-62
新喜多		267	765	498		40		-40		153	181	28	
俊徳		66	255	189		13		-13		84	32	-52	
意岐部		173	140	-33		25		-25		152	193	41	
高井田		179	570	391		50		-50		144	144	0	
小阪	G	232	520	288	445	39		-39	-70	235	181	-54	22
金岡		85	570	485		16		-16		102	164	62	
太平寺		64	95	31		13		-13		89	155	66	
上小阪		231	280	49		13		-13		198	147	-51	
長瀬		145	0	-145		7		-7		113	90	-23	
弥刀		166	140	-26		21		-21		119	127	8	
柏田		89	140	51		0		0		157	117	-40	
合計		5,932	9,660	3,728	3,728	813	0	-813	-813	4,305	4,229	-76	-76

表 教育・保育校区別必要見込み量 1号・2号（平成31年度）

（単位：人）

中学校区	リージョン	1号				2号							
		幼稚園				幼稚園利用希望			保育認定【認定こども園・保育所（園）】				
		需要量	現在の供給量	必要見込み量		需要量	現在の供給量	必要見込み量	需要量	現在の供給量	必要見込み量		
石切	A	325	840	515	422	59		-59	-99	187	162	-25	-122
孔舎衛		303	210	-93		40		-40		169	72	-97	
縄手	B	91	0	-91	808	8		-8	-102	109	54	-55	11
枚岡		344	280	-64		35		-35		170	297	127	
縄手北		161	490	329		27		-27		77	90	13	
池島		133	350	217		6		-6		142	72	-70	
縄手南		173	590	417		26		-26		161	157	-4	
盾津	C	517	900	383	228	102		-102	-174	424	455	31	-10
盾津東		330	175	-155		72		-72		162	121	-41	
玉川	D	288	210	-78	115	23		-23	-85	212	167	-45	76
英田		431	490	59		29		-29		247	390	143	
花園		245	490	245		17		-17		158	206	48	
若江		251	140	-111		16		-16		134	64	-70	
楠根	E	311	675	364	364	66		-66	-66	238	301	63	63
長栄	F	247	345	98	1,449	40		-40	-202	113	90	-23	-45
新喜多		261	765	504		38		-38		149	181	32	
俊徳		65	255	190		13		-13		83	32	-51	
意岐部		170	140	-30		25		-25		148	193	45	
高井田		176	570	394		49		-49		142	144	2	
小阪	G	227	520	293	457	37		-37	-69	231	181	-50	34
金岡		84	570	486		16		-16		101	164	63	
太平寺		64	95	31		12		-12		88	155	67	
上小阪		226	280	54		13		-13		195	147	-48	
長瀬		143	0	-143		7		-7		112	90	-22	
弥刀		163	140	-23		21		-21		117	127	10	
柏田		88	140	52		0		0		153	117	-36	
合計		5,817	9,660	3,843	3,843	797	0	-797	-797	4,222	4,229	7	7

(2) 実施しようとする就学前児童の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

① 本市在住者への対応

前述したように、3号と、2号でありながら幼児期の学校教育の利用希望が強いものの必要見込み量に対して確保方策が必要となっています。このような課題に対して本市では次の表のように「幼保連携型認定こども園」「小規模保育施設」によって供給体制の強化を図ります。

表 認定区分別の必要見込み量（平成26年度～27年度）と学校教育・保育の確保策

(単位：人)

		3歳～5歳の内			3号 (0歳)	3号 (1・2歳)
		1号	2号	2号 (幼稚園)*		
必要見込み量	平成27年度	—	-351人	-865人	-233人	-519人
	平成31年度	—	—	-797人	-188人	-368人
確保方策	幼保連携型認定こども園	—	—	580人	30人	140人
	小規模保育施設	—	—	—	81人	204人
	合計	—	—	580人	111人	344人

* 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。

表 認定区分別の必要見込み量（平成28年度）と学校教育・保育の確保策

(単位：人)

		3歳～5歳の内			3号 (0歳)	3号 (1・2歳)
		1号	2号	2号 (幼稚園)*		
必要見込み量	平成28年度	—	-242人	-844人	-213人	-456人
	平成31年度	—	—	-797人	-188人	-368人
確保方策	幼保連携型認定こども園	—	—	907人	60人	260人
	小規模保育施設	—	—	—	111人	269人
	合計	—	—	907人	171人	529人

* 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。

表 認定区分別の必要見込み量（平成29年度）と学校教育・保育の確保策

（単位：人）

		3歳～5歳の内			3号 (0歳)	3号 (1・2歳)
		1号	2号	2号 (幼稚園)*		
必要見込み量	平成29年度	—	-159人	-829人	-205人	-426人
	平成31年度	—	—	-797人	-188人	-368人
確保 方 策	幼保連携型認定こども園	—	—	907人	60人	260人
	小規模保育施設	—	—	—	135人	321人
	合計	—	—	907人	195人	581人

* 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。

表 学校教育・保育の確保策（施設数）

（単位：施設数）

	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度
幼保連携型認定こども園	3	5			
小規模保育施設	10	5	4		
合計	13	10	4		

(3) リージョン別の就学前児童の学校教育・保育の提供体制の確保の内容

① 3号認定への対応

○ 平成26年度～27年度

表 リージョン別 3号認定の必要見込み量と学校教育・保育の確保策（平成26年度～27年度）

（単位：人）

			0歳	1・2歳	合計
A地域	必要見込み量（平成31年度）		-31	-51	—
	確保方策	幼保連携型認定こども園	6	24	30
		小規模保育施設	9	29	38
		小計	15	53	68
B地域	必要見込み量（平成31年度）		-23	-96	—
	確保方策	幼保連携型認定こども園	0	0	0
		小規模保育施設	15	42	57
		小計	15	42	57
C地域	必要見込み量（平成31年度）		-38	13	—
	確保方策	幼保連携型認定こども園	6	44	50
		小規模保育施設	0	0	0
		小計	6	44	50
D地域	必要見込み量（平成31年度）		-19	-48	—
	確保方策	幼保連携型認定こども園	6	24	30
		小規模保育施設	9	29	38
		小計	15	53	68
E地域	必要見込み量（平成31年度）		11	-12	—
	確保方策	幼保連携型認定こども園	6	24	30
		小規模保育施設	0	0	0
		小計	6	24	30
F地域	必要見込み量（平成31年度）		-89	-135	—
	確保方策	幼保連携型認定こども園	0	0	0
		小規模保育施設	48	104	152
		小計	48	104	152
G地域	必要見込み量（平成31年度）		1	-39	—
	確保方策	幼保連携型認定こども園	6	24	30
		小規模保育施設	0	0	0
		小計	6	24	30
合計	必要見込み量（平成31年度）		-188	-368	—
	確保方策	幼保連携型認定こども園	30	140	170
		小規模保育施設	81	204	285
		合計	111	344	455

○ 平成 28 年度

表 リージョン別 3号認定の必要見込み量と学校教育・保育の確保策（平成28年度）

（単位：人）

			0歳	1・2歳	合計
A 地域	必要見込み量（平成 31 年度）		-31	-51	—
	確保 方策	幼保連携型認定こども園	6	24	30
		小規模保育施設	9	29	38
		小計	15	53	68
B 地域	必要見込み量（平成 31 年度）		-23	-96	—
	確保 方策	幼保連携型認定こども園	6	24	30
		小規模保育施設	21	55	76
		小計	27	79	106
C 地域	必要見込み量（平成 31 年度）		-38	13	—
	確保 方策	幼保連携型認定こども園	6	44	50
		小規模保育施設	12	26	38
		小計	18	70	88
D 地域	必要見込み量（平成 31 年度）		-19	-48	—
	確保 方策	幼保連携型認定こども園	6	24	30
		小規模保育施設	9	29	38
		小計	15	53	68
E 地域	必要見込み量（平成 31 年度）		11	-12	—
	確保 方策	幼保連携型認定こども園	6	24	30
		小規模保育施設	0	0	0
		小計	6	24	30
F 地域	必要見込み量（平成 31 年度）		-89	-135	—
	確保 方策	幼保連携型認定こども園	24	96	120
		小規模保育施設	60	130	190
		小計	84	226	310
G 地域	必要見込み量（平成 31 年度）		1	-39	—
	確保 方策	幼保連携型認定こども園	6	24	30
		小規模保育施設	0	0	0
		小計	6	24	30
合計	必要見込み量（平成 31 年度）		-188	-368	—
	確保 方策	幼保連携型認定こども園	60	260	320
		小規模保育施設	111	269	380
		合計	171	529	700

○ 平成 29 年度

表 リージョン別 3号認定の必要見込み量と学校教育・保育の確保策（平成29年度）

（単位：人）

			0 歳	1・2 歳	合計
A 地域	必要見込み量（平成 31 年度）		-31	-51	—
	確保 方策	幼保連携型認定こども園	6	24	30
		小規模保育施設	15	42	57
		小計	21	66	87
B 地域	必要見込み量（平成 31 年度）		-23	-96	—
	確保 方策	幼保連携型認定こども園	6	24	30
		小規模保育施設	27	68	95
		小計	33	92	125
C 地域	必要見込み量（平成 31 年度）		-38	13	—
	確保 方策	幼保連携型認定こども園	6	44	50
		小規模保育施設	12	26	38
		小計	18	70	88
D 地域	必要見込み量（平成 31 年度）		-19	-48	—
	確保 方策	幼保連携型認定こども園	6	24	30
		小規模保育施設	15	42	57
		小計	21	66	87
E 地域	必要見込み量（平成 31 年度）		11	-12	—
	確保 方策	幼保連携型認定こども園	6	24	30
		小規模保育施設	0	0	0
		小計	6	24	30
F 地域	必要見込み量（平成 31 年度）		-89	-135	—
	確保 方策	幼保連携型認定こども園	24	96	120
		小規模保育施設	66	143	209
		小計	90	239	329
G 地域	必要見込み量（平成 31 年度）		1	-39	—
	確保 方策	幼保連携型認定こども園	6	24	30
		小規模保育施設	0	0	0
		小計	6	24	30
合計	必要見込み量（平成 31 年度）		-188	-368	—
	確保 方策	幼保連携型認定こども園	60	260	320
		小規模保育施設	135	321	456
		合計	195	581	776

② 2号認定の内、幼児期の学校教育の利用希望が強い人への対応

表 リージョン別 2号認定の内、幼児期の学校教育の利用希望が強い人の必要見込み量と学校教育・保育の確保策

(単位：人)

			平成 26 年度～27 年度	平成 28 年度
A 地域	必要見込み量（平成 31 年度）		-99	-99
	確保方策	幼保連携型認定こども園	60	60
B 地域	必要見込み量（平成 31 年度）		-102	-102
	確保方策	幼保連携型認定こども園	45	90
C 地域	必要見込み量（平成 31 年度）		-174	-174
	確保方策	幼保連携型認定こども園	152	152
D 地域	必要見込み量（平成 31 年度）		-85	-85
	確保方策	幼保連携型認定こども園	48	108
E 地域	必要見込み量（平成 31 年度）		-66	-66
	確保方策	幼保連携型認定こども園	120	120
F 地域	必要見込み量（平成 31 年度）		-202	-202
	確保方策	幼保連携型認定こども園	105	327
G 地域	必要見込み量（平成 31 年度）		-69	-69
	確保方策	幼保連携型認定こども園	50	50
合計	必要見込み量（平成 31 年度）		-797	-797
	確保方策	幼保連携型認定こども園	580	907

4. 地域子ども・子育て支援事業等について

(1) 延長保育（時間外保育）事業（開所時間を超えた後の延長）【市域全体】

① 事業概要等

開所時間を超えた後の延長

平成 26 年度現在：11 時間の開所時間を超えて保育を実施

新制度：現行の基準を基本とし、実施施設の規模の違いや保育必要量等を加味して制度の在り方の検討が国において進められています。

≪実施場所≫各保育所（園）

② 施策展開の方向性（確保方策）

本市ではほとんどの保育所（園）で延長保育を実施し、その受け入れ施設の拡充に努めてきました。

今後の状況としては、平成 27 年度を除いて現在の供給量が需要量を上回っていることから、必要見込み量は発生せず、平成 31 年度までの 5 年間は現状の供給水準を維持していきます。

表 必要見込み量

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	1,887	1,840	1,812	1,785	1,756
現在の供給量	1,872	1,872	1,872	1,872	1,872
必要見込み量	-15	32	60	87	116

(2) 放課後児童クラブ（留守家庭児童育成クラブ）（小学校区）

① 事業概要等

放課後児童クラブ（留守家庭児童育成クラブ）

●平成 26 年度現在

《対象》小学校低学年（1 年生から 3 年生）

《事業内容》下校後保護者が就労等により昼間家庭にいない児童をあずかり児童の安全確保と遊びを主とした生活指導を行い、児童の健全育成を図ります。

《実施場所》市立 53 小学校内

※本市では 53 小学校区に「留守家庭児童育成クラブ」を設置し、各クラブに補助を行い、放課後児童健全育成事業を施策として展開しています。

② 施策展開の方向性（確保方策）

アンケート調査の結果や青少年スポーツ室における利用者へのアンケート調査の結果を踏まえて、高学年の需要量や小学校区別にみた待機児童の現状に対応する必要があります。

また子ども・子育て関連 3 法により平成 24 年 8 月に児童福祉法が改正されて、放課後児童クラブ（留守家庭児童育成クラブ）の対象が小学 4 年生以上を含むすべての小学生に拡大されたこと（児童福祉法第 6 条の 3）や、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、市町村が条例で基準を定めることが規定されました。本市の条例を定めるにあたっては従うべき厚生労働省令（平成 26 年 4 月）の基準に基づいて、例えば「専用区画の面積は、児童 1 人につきおおむね 1.65 m²以上でなければならないこと」等の参酌基準について概ね国の基準通りに定めることとしました。

このような状況を踏まえて本市では余裕教室の有効活用を推進しながら平成 28 年度にかけて年次的に施設整備を行うこととします。また子どもの情緒の安定や事故防止を図る観点から、これまでの運営方法を尊重しながら、小学校敷地内において提供体制の整備を図ることとします。さらに、将来的には市民ニーズの変化に対応して、民間施設等の連携の必要性を検討していきます。

表 必要見込み量

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	低学年	2,756	2,670	2,585	2,500	2,414
	高学年	1,580	1,534	1,488	1,442	1,396
現在の供給量	定員数	2,987	2,987	2,987	2,987	2,987
必要見込み量		-1,349	-1,217	-1,086	-955	-823

* 平成 26 年 7 月現在の各クラブ室面積を 1.65 平米で割り、定員を算出しています。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）【市域全体】

① 事業概要等

子育て短期支援事業（ショートステイ）

●平成 26 年度現在

≪対象≫保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合

≪事業内容≫児童養護施設などにおいて児童を預かるもの

≪実施場所≫ 児童養護施設（6施設）

② 施策展開の方向性（確保方策）

本市ではこれまで子育て短期支援事業（ショートステイ）の受け入れ体制の充実に努めてきました。しかしながら、平成 31 年度までの状況をみると、需要量が現在の供給量を上回り必要見込み量が発生すると推測できることから、関係事業者に働きかけを行うなどして受入枠の確保等により事業の拡充を図ります。

表 必要見込み量 と確保方策

（単位：人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	1, 644	1, 604	1, 579	1, 555	1, 531
現在の供給量	1, 200	1, 200	1, 200	1, 200	1, 200
必要見込み量	-444	-404	-379	-355	-331
確保方策（人日）	444	404	379	355	331

(4) 地域子育て支援拠点事業【リージョン区】

① 事業概要等

地域子育て支援拠点事業

●平成 26 年度現在

【子育て支援センター（旭町・鴻池・荒本・長瀬・楠根）】

≪対象≫就学前児童と保護者

≪事業内容≫公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施

≪実施場所≫5施設で実施

【つどいの広場】

≪対象≫就学前児童と保護者

≪事業内容≫主に乳幼児とその親が、いつでも気軽に参加できる交流の場を設置

≪実施場所≫16か所で実施

② 施策展開の方向性（確保方策）

平成 26 年度現在、本市には子育て支援センターが 5 箇所あり、センターの設置されていない地域は A 地域と F 地域などとなっています。また地域子育て支援センターと同様に子育て家庭が交流する場としてつどいの広場があり、平成 26 年度現在で 16 箇所を展開しています。

地域子育て支援拠点事業の平成 31 年度までの状況をみると、市域全体では現在の供給量が需要量を上回っていますが、リージョン別の詳細をみると需要量が現在の供給量を上回っている地域があり、リージョン別の拠点の確保が課題となっています。

このような状況を踏まえて、今後は子育て支援センターの設置されていない地域では既存の社会資源の有効活用を図ることなどによって、地域の子育て支援の拠点機能の拡充を図ります。

表 必要見込み量 と確保方策

(単位：人回、箇所)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量（人回）		77,233	75,268	74,412	73,548	72,660
現在の供給量（人回）		84,767	84,767	84,767	84,767	84,767
必要見込み量 （人回）	リージョン別の 不足分の合計	-8,025	-7,329	-7,013	-6,704	-6,383
確保方策 （年度ごとの新規整備の箇所数）		0	2	1	1	1

* 必要見込み量は子育て支援センターが設置されていない地域の需要量を合計した数値です。市域全体の供給量から需要量を差し引いた数値ではありません。

表 地区別の必要見込み量

中学校区		平成27年度				平成28年度				平成29年度			
		需要量		現在の供給量	必要見込み量	需要量		現在の供給量	必要見込み量	需要量		現在の供給量	必要見込み量
石切	A	3,896	6,433	4,813	-1,620	3,798	6,267	4,813	-1,454	3,754	6,194	4,813	-1,381
孔舎衛		2,537				2,469				2,440			
縄手	B	1,536	13,529	21,916	8,387	1,501	13,195	21,916	8,721	1,486	13,043	21,916	8,873
枚岡		3,478				3,394				3,354			
縄手北		2,132				2,084				2,060			
池島		1,179				1,147				1,134			
縄手南		5,204				5,070				5,010			
盾津	C	8,051	12,946	13,258	312	7,854	12,622	13,258	636	7,763	12,475	13,258	783
盾津東		4,895				4,768				4,713			
玉川	D	4,543	14,150	15,630	1,480	4,429	13,794	15,630	1,836	4,377	13,633	15,630	1,997
英田		4,490				4,377				4,326			
花園		2,434				2,373				2,345			
若江		2,683				2,615				2,585			
楠根	E	3,025	3,025	1,213	-1,812	2,954	2,954	1,213	-1,741	2,920	2,920	1,213	-1,707
長栄	F	3,672	18,277	13,684	-4,593	3,580	17,817	13,684	-4,133	3,538	17,609	13,684	-3,925
新喜多		2,941				2,867				2,834			
俊徳		1,256				1,224				1,210			
意岐部		4,102				3,998				3,952			
高井田		3,492				3,404				3,364			
小阪	G	2,815	8,873	14,253	5,380	2,744	8,638	14,253	5,615	2,712	8,537	14,253	5,716
金岡		1,012				983				972			
太平寺		1,727				1,684				1,664			
上小阪		2,858				2,785				2,753			
長瀬		1,489				1,449				1,432			
弥刀		1,310				1,272				1,258			
柏田		476				464				459			
合計		77,232	77,232	84,767	7,535	75,288	75,288	84,767	9,479	74,412	74,412	84,767	10,355
リージョン合計					-8,025				-7,329				-7,013

中学校区		平成30年度				平成31年度			
		需要量		現在の供給量	必要見込み量	需要量		現在の供給量	必要見込み量
石切	A	3,710	6,123	4,813	-1,310	3,665	6,048	4,813	-1,235
孔舎衛		2,412				2,383			
縄手	B	1,465	12,889	21,916	9,027	1,453	12,738	21,916	9,178
枚岡		3,315				3,275			
縄手北		2,036				2,011			
池島		1,120				1,107			
縄手南		4,952				4,892			
盾津	C	7,673	12,331	13,258	927	7,580	12,181	13,258	1,077
盾津東		4,658				4,601			
玉川	D	4,327	13,475	15,630	2,155	4,274	13,312	15,630	2,318
英田		4,276				4,224			
花園		2,318				2,290			
若江		2,555				2,524			
楠根	E	2,886	2,886	1,213	-1,673	2,851	2,851	1,213	-1,638
長栄	F	3,497	17,406	13,684	-3,722	3,455	17,194	13,684	-3,510
新喜多		2,801				2,767			
俊徳		1,196				1,182			
意岐部		3,906				3,858			
高井田		3,325				3,285			
小阪	G	2,681	8,439	14,253	5,814	2,648	8,336	14,253	5,917
金岡		960				949			
太平寺		1,645				1,625			
上小阪		2,721				2,688			
長瀬		1,416				1,398			
弥刀		1,243				1,228			
柏田	453	448							
合計		73,548	73,548	84,767	11,219	72,660	72,660	84,767	12,107
リージョン合計					-6,704				-6,383

(5) 一時預かり事業【市域全体】

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

○ 事業概要等

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

平成 26 年度現在：教育課程に係る教育時間の前後や休業日などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、当該幼稚園の園児のうち希望者を対象に教育活動を実施。

新制度：幼稚園・認定こども園において教育標準時間を主な対象とした「一時預かり事業」の「幼稚園型」として新たに位置づけられています。

《実施場所》各幼稚園

○ 施策展開の方向性（確保方策）

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）については、現在の供給量によって需要量を充足していると推測できることから、平成 31 年度までの 5 年間は現状の供給水準を維持していきます。

表 必要見込み量

（単位：人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	52, 508	51, 255	50, 308	49, 361	48, 404
現在の供給量	52, 508	51, 255	50, 308	49, 361	48, 404
必要見込み量	0	0	0	0	0

* 在園児対象の供給量は需要量と同じで計上するため必要見込み量には影響しません。

② 2号認定による定期的な利用とそれ以外

○ 事業概要等

2号認定による定期的な利用とそれ以外

平成26年度現在：保護者の疾病・入院、災害・事故、育児などに伴う心理的・肉体的負担の解消などにより、一時的に保育が必要となった乳児又は幼児を主に昼間に、保育所その他の場所で一時的に預かっています。保育所型・地域密着型・地域密着Ⅱ型の3類型。

新制度：従来の3類型をまとめて「一時預かり事業」の「一般型」として新たに位置づけられます。

《実施場所》各保育所（園）（36施設）

○ 施策展開の方向性（確保方策）

実際の利用者数は近年減少傾向にありますが、需要量としては現在の供給量を上回る推計結果となっています。アンケート結果等から需要量と実績の乖離を分析すると利用のしにくさが見受けられます。

一時預かりの利用しにくさとしては、当事者の事前の申し込みの手間や、緊急時の体制確保の難しさ等が課題となっています。また料金が発生することにより利用を控えたり、切迫した理由以外ではなるべく親族・友人に預けたりする状況が認められます。

確保方策について2号認定による定期的な利用は学校教育・保育施設の項（●ページ参照）にてその対応を検討します。ここではそれ以外の一時預かりについて確保方策を示しています。

・利用時の手続きの簡素化について

初回に利用する際の事前登録は質の担保や体制確保の観点から子どもの状態を把握するために必要不可欠と考えます。しかしながら2回目以降は直接来所する方法だけでなく、電話・メール・ファックス等による手続きの簡素化によって利用を促進します。

・緊急時の対応について

保育士を適切に配置できるように体制を整える必要があることから、利用日の一定期間前に申込む、従前からの方法を継続していきます。ただし、2回目以降の利用については手続きの簡素化によって対応を図ることとします。

・利用に関する情報提供の充実

事前登録の方法や利用申込書の様式、当日の持参物等の利用手続きに必要な情報についてこれまで以上に詳細な内容を市ウェブサイトや市政だより等によって発信していきます。

・利用料について

利用しやすい料金設定についてその具体的な額を引き続き検討します。

・必要見込み量の確保について

既存施設での受け入れ枠の拡充や公共施設等の空きスペース等での実施について検討します。必要見込み量を確保できるように公共施設の空きスペース等の活用等に努めます。

・職員の確保について

保育の適切な実施体制を確保するために、保育士による対応とともに子育て支援員（仮称）の導入による体制を検討していきます。

表 必要見込み量 と確保方策

（単位：人日、人）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	2 号認定による定期的な利用（人日）	211, 719	206, 668	202, 850	199, 031	195, 172
	上記以外（預かり保育と 2 号認定による定期的な利用以外）（人日）	136, 162	132, 796	130, 938	129, 108	127, 242
現在の供給量（上記以外のみ）（人日）		18, 718	18, 718	18, 718	18, 718	18, 718
必要見込み量	人日	-117, 444	-114, 078	-112, 220	-110, 390	-108, 524
	人*	-816	-792	-779	-767	-754
確保方策	一時預かり事業（在園児対象型を除く）（人日）	11, 520	10, 080	7, 200	5, 760	7, 200
	子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）	0	0	0	0	0
	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	0	0	0	0	0

* 2号認定は教育・保育施設で計上するため必要見込み量には影響しません。それ以外の一時預かりについては週 3 日程度の利用を想定しています。

※ 確保方策では必要込み量を充足できてはいませんが、現状を踏まえて今後の保護者の利用実態を見ながら平成 29 年度に改めて見直しを行います。

(6) 病児保育事業【市域全体】

① 事業概要等

病児保育事業

《対象》児童が発熱等の急な病気となった場合

《事業内容》保育所・認定こども園・病院・診療所等において一時的に保育を行います。

② 施策展開の方向性（確保方策）

平成 31 年度までの状況をみると、需要量が現在の供給量を上回り必要見込み量が発生しています。そもそも量が不足しているという視点以外でアンケート結果等から必要見込み量の発生要因を分析すると、事前予約の手間の煩雑さや通常の保育環境と異なる場所で実施されている場合の子育て家庭の不安感や、料金の問題などによって利用を控えている場合などが見受けられます。

今後は、量の不足を解消し受け入れ枠を拡充していくために、既存の実施施設での拡充だけではなく、幅広い事業者に働きかけて実施体制の確保に努めます。

実施場所・申込方法・事前準備等については市ウェブサイトに掲載していますが、より身近な情報を必要とされている方への的確に届く仕組みを検討します。

また事前の準備は安全に保育を実施するためには必要性があると考えていますが、2 回目以降の利用については保護者の負担が軽減できるような仕組みを検討します。

表 必要見込み量 と確保方策

(単位：人日、人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量（人日）		25,232	24,614	24,239	23,868	23,490
現在の供給量（人日）		4,320	4,320	4,320	4,320	4,320
必要見込み量	人日	-14,629	-14,165	-13,883	-13,604	-13,320
	人*	-60	-59	-57	-57	-56
確保 方策	病児保育事業（人日）	0	2,400	2400	2400	2400
	子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）（人日）	0	0	0	0	0

* 1 人当たり週 5 日程度の利用を想定しています。

※ 確保方策では必要込み量を充足できてはいませんが、現状を踏まえて今後の保護者の利用実態を見ながら平成 29 年度に改めて見直しを行います。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児）【市域全体】

① 事業概要等

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児）

《事業内容》主に児童の預かりや送迎・育児のリフレッシュなどにつき、子育ての援助を受けたい方（依頼会員）からファミリー・サポート・センターへ援助の依頼があり、依頼内容を引き受ける方（援助会員）へつなぐ相互援助ネットワークとして組織されています。

② 施策展開の方向性（確保方策）

本市では依頼会員数は概ね増加傾向にあるものの援助会員数は減少しています。このままでは需要量が現在の供給量を上回り必要見込み量が発生し続けることとなります。また需要量に表れているように潜在的なニーズがありながら実績として依頼会員数が急激には増えていない状況について、アンケート結果等からは安全性への不安や地域間の援助会員数の偏り、利用方法の認知の課題などが見受けられます。

このような状況を受けて、今後は、援助を必要とする人が市内のどの地域でも援助者を見つけられるよう、会員数の増加を目指します。具体的には援助会員数の確保を図るために、募集方法や研修体制、募集の周知方法等について充実を図ります。また、子育て家庭にとってより身近な地域で依頼・援助活動が行えるように、双方のニーズを丁寧に繋ぐ仕組みづくりに努めます。また体制の確保といった視点からは子育て支援員の導入を検討します。

表 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児）の現状
(単位：人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
依頼会員	295	291	301	323
援助会員	182	175	158	148
両方会員	61	59	57	62

表 必要見込み量 と確保方策

(単位：人日)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	低学年	8,273	8,013	7,757	7,501	7,244
	高学年	4,574	4,440	4,308	4,175	4,042
現在の供給量		1,195	1,195	1,195	1,195	1,195
必要見込み量		-11,652	-11,258	-10,807	-10,481	-10,091
確保方策	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児）	11,652	11,258	10,807	10,481	10,091

(8) 乳幼児家庭全戸訪問事業【市域全体】

① 事業概要等

乳幼児家庭全戸訪問事業

平成 26 年度現在：【こんにちは赤ちゃん事業】

《対象》生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭

《事業内容》各家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

② 施策展開の方向性（確保方策）

乳幼児家庭全戸訪問事業は生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育ての不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や置かれている養育環境などの把握を行い、支援が必要な家庭を適切なサービスへつなげるものです。

今後の必要見込み量をみると、現在の供給量によって需要量を充足していると推測できることから現状の支援体制を維持しながら、より一層の情報提供や、生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭の養育環境等の全数把握に努めます。

表 必要見込み量

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	3, 200	3, 200	3, 200	3, 200	3, 200
供給量	3, 200	3, 200	3, 200	3, 200	3, 200
必要見込み量	0	0	0	0	0

(9) 養育支援訪問事業【市域全体】

① 事業概要等

養育支援訪問事業

《対象》養育支援が特に必要な家庭

《事業内容》家庭訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行います。

② 施策展開の方向性（確保方策）

本市では様々な要因で育児上の困難を抱える家庭を対象に養育支援訪問事業を実施しています。

養育支援訪問事業の必要見込み量をみると、現在の供給量によって需要量を充足していると推測できることから現状の支援体制を維持し、より一層、養育環境等の把握に努めるとともに、他のサービスと連携しながらきめ細やかな支援を展開していきます。

表 必要見込み量

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	50	50	50	50	50
供給量	50	50	50	50	50
必要見込み量	0	0	0	0	0

(10) 妊婦健診【市域全体】

① 事業概要等

妊婦健診

《対象》妊婦

《事業内容》市町村が、必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行います。妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数（14 回程度）の妊婦健診を受けられるよう、公費負担を実施します。

② 施策展開の方向性（確保方策）

本市では、保健センター等を中心として妊娠前から出産前後までの一貫した支援に努めてきました。また妊娠中の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るために、妊婦健診等の公費負担を実施しています。

妊婦健診の必要見込み量をみると、現在の供給量によって需要量を充足していると推測できることから現状の供給水準を維持し、受診率の向上に向けた啓発活動等を実施していきます。

表 必要見込み量

（単位：人回）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
供給量	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
必要見込み量	0	0	0	0	0

(11) 利用者支援事業【市域全体】

① 事業概要等

利用者支援事業

《事業内容》子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

② 施策展開の方向性（確保方策）

本市では市ウェブサイト、子育てメールマガジン、子育て情報のパンフレット、子育てマップなどの媒体での展開や、幼稚園や保育所（園）、子育て支援センター、保健センター、行政サービスセンター、福祉事務所などでの体制等によって、子育て家庭の必要とする情報を提供してきました。数ある情報をいかに市民の希望に添って提供していくか、が今後の課題となっています。

また、子ども・子育て支援新制度では多様な教育・保育や事業が用意され、待機児童の解消等のためにそれらを個々のニーズに応じて確実に提供するべく、子どもや保護者が自分の家庭に一番ふさわしいメニューを、確実かつ円滑に利用できるようなコーディネーションが必要であるとの考えから、各種サービスに関する相談・助言等や関係機関との連絡調整等を担保するものとして利用者支援事業が創設されています。

本市ではこのような状況を踏まえて教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるように、情報集約を行うとともに、各福祉事務所に専門の支援員を配置し、相談支援を実施し、関係機関との連絡調整等に努めることとします。

表 必要見込み量 と確保方策

(単位：拠点数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	3	4	5	6	7
供給量	0	0	0	0	0
必要見込み量	-3	-4	-5	-6	-7
確保方策					

(12) 夜間保育事業【市域全体】

① 事業概要等

夜間保育事業

平成 26 年度現在：夜間においておおそ午後 10 時までの間に保育を行うこと
新制度：公定価格の基本額ではなく、加算額によって対応することが見込まれています。
《実施場所》保育所（園）

② 施策展開の方向性（確保方策）

アンケート調査の結果から、夜間保育事業をみると、平成 26 年度現在の延長保育事業（11 時間の開所時間を超えて保育を実施）に加えて、その時間以上の夜間の時間帯のニーズが認められます。

本市の夜間保育事業は平成 26 年度現在で市内 1 箇所において開設されています。しかしながら実際の申込みはなく、通常保育の待機児童の解消として、その受け入れ枠を活用しています。事業の本格的な実施にあたっては受け入れ施設における体制の確保が必要となっています。

夜間保育事業と類似する時間帯は地域子育て支援事業の延長保育事業の範囲でも対応しますが、延長保育事業の時間を超える部分については国から示される加算事業のあり方の動向を注視しながら、事業者と協議を重ねていくこととします。

(13) 早朝の時間帯における保育【市域全体】

① 事業概要等

早朝の時間帯における保育

平成 26 年度現在：各保育所にて 11 時間の開所を実施している（おおむね、7 時・7 時 30 分より預かりを行っています）。
新制度：公定価格の基本額ではなく、加算額によって対応することが見込まれています。
《実施場所》保育所（園）

② 施策展開の方向性（確保方策）

アンケート調査の結果から、早朝の時間帯における保育をみると、平成 26 年度現在の延長保育事業（11 時間の開所時間を超えて保育を実施）に加えて、その時間以上の早朝の時間帯への対応が求められています。

早朝保育を実施するには受け入れ施設における体制の確保が必要です。また保育士の配置基準等があることから体制の調整や保育士の確保が課題となります。

今後は保護者のニーズの動向を注視しながら、事業者とともに事業の在り方を検討します。

(14) 休日保育事業【市域全体】

① 事業概要等

休日保育事業

平成 26 年度現在：日曜日、国民の祝日等においても保育が必要な乳幼児において保育を実施しています。

新制度：公定価格の基本額ではなく、加算額によって対応することが見込まれています。

《実施場所》各保育所（園）（※平成 26 年度現在、本市では事業実施は行っていません。）

② 施策展開の方向性（確保方策）

近年、社会情勢の変化や雇用環境の多様化によって、休日保育事業への対応が求められています。本市では東大阪市次世代育成支援行動計画において休日保育事業の実施を目標にしていましたが、この 5 年間に事業者の参入はなく実施には至りませんでした。

このため、事業の実施にあたっては、事業所への働きかけによって受け入れ施設における体制の確保が必要となっています。今後は国から示される加算事業のあり方の動向を注視しながら、事業者と協議を重ねていくこととします。

5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進においては、市民のニーズを最優先に鑑みて、各々の施設が老朽化や耐震化の必要性などの課題も踏まえながら、教育・保育機能の充実といった視点から取り組んでいきます。特に幼児期のうち、おおむね満3歳以上の時期は、その後の生活や学びの基礎となる重要な時期であり、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

(1) 認定こども園について

① 子ども・子育て支援新制度における認定こども園について

子ども・子育て支援新制度の認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設です。幼稚園、保育所（園）においてこれまで蓄積されてきた指導方法などを活かして、一人一人の子どもの発達段階に応じたより質の高い教育・保育を提供することにより、生涯にわたる人格形成の基礎を培います。

認定こども園には幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの類型があり、新制度による給付対象施設となるためには、施設・事業者からの申請に基づき、市が対象施設の確認を行うことになります。

なかでも幼保連携型認定こども園は、子ども・子育て関連3法による新制度の基で「学校及び児童福祉施設として法的位置づけを持つ単一の施設」となり、許可、指導監督、財政措置の一本化が図られ、これまでの認定こども園よりも導入しやすくなっています。このような制度改正の内容を踏まえ、また市民のニーズにも応える形で幼保連携型認定こども園の普及に取り組みます。

② 必要見込み量に対する確保策について

0歳～2歳児の3号及び、2号の中で学校教育の利用希望が強い場合の必要見込み量に応える方策として、幼保連携型認定こども園の普及に取り組むこととします。具体的な数値は前述（56ページ参照）の通りです。整備にあたっては身近な地域で教育・保育を受けることができるように、7リージョンを基準として供給体制の確保を図ります。

幼保連携型認定こども園への移行については、民間活力による幼保連携型認定こども園の供給を優先し、その上でなお供給量の不足が見込まれる場合には、公立による幼保連携型認定こども園の確保を検討します。

また、3歳～5歳児の内、2号でありながら幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものの必要見込み量に対しては、現在の幼稚園の定員の内、認定こども園へと移行する施設によって、その供給量の確保を目指します。

③ 東大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例における本市独自の視点

本市では平成 26 年度に東大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例を定めました。条例を定めるにあたっては、幼稚園と保育所の基準の内容が異なる事項は高い水準を引き継ぐことや、幼稚園・保育所いずれかのみに適用がある事項は、学校・児童福祉施設としての性格に鑑み、両者の実務に支障のない形で引き継ぐこと、認定こども園に特有の事項で幼稚園・保育所の基準に定めがない事項は、現行の認定こども園の基準を参考としつつ、基準として追加すべき内容を検討することなどに配慮しました。この基準では国が示した従うべき項目を基本としながらも、参酌すべき内容等については次のような市としての独自性を設けています。

●食事提供方法の特例

新設の認定こども園については国の原則通り自園調理としますが、既存施設からの移行についてはその移行を推進するために、満三歳以上の園児に対する食事の提供についてのみ例外規定を設けて、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことを可としています。

●満一歳以上満二歳未満の園児への職員配置の独自基準の設定

満一歳以上満二歳未満の園児への職員配置については国の基準である「おおむね 6 人につき 1 人」という考え方を鑑み、本市では「おおむね 5 人につき 1 人」という基準としました。職員配置については乳児期の安全確保の観点から、国基準よりも職員数を多く配置させることとします。

(2) 学校教育・保育の一体的な提供に向けての質の向上

～教諭と保育士の合同研修、交流、人事異動、情報共有～

学校教育・保育の一体的な提供の推進にむけて、幼稚園、保育所（園）で培ってきた知識・技能の相互理解と共有を図ります。その際には何らかの旗振り役が必要になると考えられることから、公がコーディネートをすることで、公立施設と民間施設で連携を図り、教諭と保育士の合同研修、交流、人事異動、情報共有などを図って、市民が必要とするサービスを効率的に提供できるように努めます。

具体的には幼児教育のあり方研究事業や幼稚園教育研究会の中で合同研修会・相互の保育・授業参観や共通カリキュラム等の検討を実施したり、学びのトライアル事業での取り組みなどを通して園児・児童・生徒及び教職員間の交流を図ります。

(3) 幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小学校、中学校等の連携

学びのトライアル事業などを通して継続性のある学校園教育活動の実施による中学校区の幼小中の連携を図ります。

また子育て支援センター・公立保育所による子育て支援地域連携会議等では地域内の幼稚園、保育所（園）、認定こども園等とも情報を交換して相互の連絡調整を図り、関係者の相互理解に努めます。

さらに幼稚園においては中学校区の幼小中の連携を強めるため公立幼稚園が中心となって園児・児童・生徒及び教職員間の交流を進め、中学校区内一体で、子どもの成長を見守り、継続性のある学校園教育活動を進めていきます。

6. その他に重点を置く施策について（国の任意事項関連を含む）

ここからは第3章の「2. 子どもと子育てをめぐる現状と主要な課題について」の中に示した問題に対して、教育・保育の個別の事業だけでは対応方策を描ききれない、網羅的な重要施策について、その内容をまとめて表記することとします。また国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」の中で市町村計画の任意事項とされている視点についても併せて掲載しています。

（１）地域の子育て家庭に寄り添う支援の充実

本市では子育て中の親子が集える場所（つどいの広場、幼稚園・保育所（園）の園庭開放等）の充実や地域子育て支援センターの開設、こんにちは赤ちゃん事業の実施、子育て相談の実施などを通じて地域の子育て支援のネットワークを拡充してきましたが、社会情勢の変化の中で、子育て家庭の孤立化・負担感が高まり、なかでも未就園児の家庭など在宅で子育てをしている場合には少子化・核家族化などの影響もあって悩みを抱え込んだまま問題を深めていく傾向が顕著に見受けられます。このような在宅で子育てをしている家庭の子育て不安の解消を含めて、親の子育て力を支えるために、子育て家庭が子どもの成長を喜び、安心してその楽しさを実感できるような支援が必要です。方法としてはこれまでのように身近な場所に保護者が出向くような取組だけではなく、支援する側が働きかけるような子育て家庭に寄り添う支援を充実します。

① 身近な場所での情報提供・相談機能の充実

子育て家庭に身近に必要な情報を適切に提供するために、市政だよりや市ウェブサイト、子育てメールマガジン、子育て情報のパンフレット等による情報の充実を図るとともに、数ある情報の中で子育て家庭が必要な情報を必要な時にを見つけやすくなるような仕組みづくりを検討します。

相談に関しては随時、福祉事務所、保健センター、子育て支援センター、保育所（園）、幼稚園等で子育て等に関する相談を受けるとともに、相談の場や機会の充実を図ります。

地域ぐるみで子育て家庭を見守り、必要な支援へとつなげていく新たな機能としては、利用者支援事業と地域子育て応援団事業を創設します。利用者支援事業の支援員はアセスメントによって、対象となる子育て家庭に必要な支援や情報を調査し関係機関へと繋げる役割を担います。企業や市民団体、行政などまちの中で子育てを応援する人たちを増やし、子育て支援を必要とする人が孤立することなく安心して生活できるように、市民による声かけや見守り活動、交流などを通じた、地域による子育て支援を促進します。

② アウトリーチ（訪問）型の支援の充実

地域で孤立しがちな家庭が公的な支援や地域での取組とつながり、必要な子育て支援を上手く活用できるように、職員への事前研修などを前提として家庭支援推進保育所事業、新生児家庭訪問指導事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業などの訪問による出前型の相談サ

ービスを充実します。また公のサービスだけではなく地域で子育て家庭を見守る支援を充実します。

（２）児童虐待防止対策の充実

子育てに困難を抱える家庭を早期に発見し、東大阪市要保護児童対策地域協議会などを活用して子どもの虐待の発生を未然に防ぐほか、集団支援や保育所（園）入所などによる早期対応に努めます。また虐待を防止、発見、対応していくためには保健、福祉、医療、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制が必要であり、子どもを守るネットワークの充実に努めます。

① 発生予防、早期発見、早期支援等の充実

虐待の発生の予防では、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関、医療関係者、民生委員・児童委員との連携などにより、妊娠、出産、育児期に養育支援を必要とする家庭を早期に把握します。また乳幼児健康診査等で把握できなかった児童に対しては、「こんにちは赤ちゃん事業」「児童虐待発生予防システム構築事業」などアウトリーチ型事業を充実させることによって、早期に状況を把握し、マザーサポート教室、子育て支援センター等の利用につなげたり、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等への速やかかつ適切な支援につなげるようにします。子育てに困難を抱える家庭の見守りの視点からは虐待を受ける恐れのある児童などの保育所（園）への入所の充実や要保護児童等集団支援事業による経過観察等を実施します。

② 子どもを守るネットワークの充実

子どもを守るネットワーク機能の強化については、要保護児童対策地域協議会を中心として保健、福祉、医療、教育、警察等の関係機関が日頃から緊密な連携を図るとともに、民生委員・児童委員の活用をはじめとする地域の協力を求めています。

児童虐待の発見から対応までを迅速かつ組織的に行うための体制づくりと、各相談担当職員の専門性の向上、被虐待児及びその保護者へのケアのための支援プログラムを実施します。

（３）障害児施策等の充実

障害児支援において、日常生活での発達状況の気づき、あるいは障害が「気になる」時点での相談支援の場の確保が重要です。本市では引き続き保健・福祉・医療・教育の各機関の連続的、密接な連携の中で、早期発見・療育・生活支援の一貫した支援体制の充実を図ります。

とりわけ、療育の支援では、療育センターの機能の拡充を進めるとともに、配慮が必要な児童への対応について保育所（園）や幼稚園、子育て支援センターが培ってきたノウハウを地域で共有し活用する取り組みを検討します。

① 早期発見・対応の推進

障害の原因となる疾病及び障害の早期発見に向けて、引き続き乳幼児健診、各種機関への相談、保育所（園）・学校等における気づきや把握に努めます。本市ではこのような気づき、あるいは「気になる」時点での早期対応を行い、障害の早期発見に努めることとします。

また、早期療育については、成長段階に応じて途切れなく支援を行っていくために、関係機関の連携のもとで、１歳６か月児健診後のすこやか教室、こばと園などの市立施設及び民間のサービス提供事業者による福祉型児童発達支援・医療型児童発達支援、放課後等デイサービス事業などを展開していきます。早期療育の中心的な基盤としては療育センターがあり、児者の一貫した支援も含めた機能再編を検討していきます。

② 地域における障害児の子育て支援の推進

保育所（園）では保育所体験特別事業による体験や、発達に支援が必要な児童の円滑な入所を図ります。また地域の子育て支援の拠点である子育て支援センターや福祉事務所等でも障害の「気になる」時点での早期対応を推進します。

特別な支援が必要な児童への対応については専門的な知識や配慮が求められることから、保育上の指導、助言を行う保育所巡回指導訓練業務や、保育所（園）への巡回相談事業による保護者に対するフォロー、保育担当者等、関係機関の職員を対象とした研修などを充実していきます。

さらに「東大阪市こどもの発達支援ネットワーク協議会」での活動などもふまえて、従来の療育支援の範囲に留まらない発達支援の観点から、保健・福祉・医療・教育の各機関が有する情報の共有、機関連携の強化と療育システムの充実に努めます。

③ 特別支援教育の推進

障害のある児童と障害のない児童が共に学ぶインクルーシブ教育を推進しながら、発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた一貫した支援を行うために、各関係機関等の連携によりすべての学校・園における特別支援教育の体制整備を進めるとともに、特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上等により、特別支援教育のさらなる充実に努めます。教育上必要な支援について本人と保護者、行政、教育委員会、学校等が適切な連携と協力のもとで推進することが求められています。

④ 発達障害児の支援

府下でも比較的早く発達障害児の支援に取り組んできた本市としては、東大阪市自立支援協議会での動きなどを踏まえながら、発達支援に関するサービスの確保を引き続き検討していきます。発達障害者の相談支援については新拠点施設の基本構想にも組み込まれており、市域における相談体制の連携、システム化の構築について検討していきます。

⑤ 生活支援に関する障害福祉計画との連携

障害児の支援に関しては、教育、保育、障害福祉の関係機関が連携を図りながら、障害者総合支援法に基づく東大阪市障害福祉計画を踏まえて、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援の確保について、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を推進します。

子ども・子育て支援事業計画骨子案に対する意見および主な対応

資料2-2
第12回子ども・子育て会議

No	日付	項目	意見	骨子案への対応
1	5月21日	教育・学びに関する基本理念	・今回の計画では「教育・保育」について考えていくので、基本理念には「教育」や「学び」というキーワードを入れながら、育ちにつなげていくような理念が必要ではないか ・就学前の教育、就学後の放課後の学びについて考え方を掲載しなくてよいのか。 ・この計画には子育て支援はずいぶん盛り込まれているが、教育の面が弱い ・従前の保育と教育に分かれていたところから、教育・保育を一体的にという幼保連携や子ども・子育て支援事業の仕組みができるのだから、改めて教育委員会も含めて就学前の「教育」「学び」といった視点を基本理念の中でもう少し描いて欲しい	ご意見をもとに第2章2および第2章3(1)に教育に関する文章を追加しました(8ページ、9ページ)
2	5月21日	障害児および要保護・要支援児童	・障害者計画と共通なところもこの計画に掲載する必要がある ・理念のところだけではなく、「現状と課題」に関するところにも具体的に示すべき ・障害の早期発見や予防について母子保健事業の中でかなり取り組んでいるので、その辺りをもっと盛り込んではいかがか ・要保護・要支援についてはもう少し具体的に相談の件数、支援体制、今回の仕組みの中で子育て支援事業の中でどのように変わるかを記載してほしい ・虐待の相談件数も文章中にはあるが、対応施策などを今回の計画によく見えるような形で掲載したほうがよい	ご意見をもとに第3章2(5)の要保護・要支援児童についてを修正しました(32ページ、33ページ)
3	5月21日	情報提供に関して	・市は様々な事業に取り組んでいるが、それが実際の保護者に届いていないというか、情報提供の部分をどうするかということがある ・どのように市民に届いていくのか、在宅支援や情報提供の仕組みづくりの現状が書かれているとよい	ご意見をもとに第3章2(8)子育て支援の情報提供についての項目を追加しました(36ページ)
4	5月21日	戦略的な理念設定の必要性	・基本的な視点に「子どもの権利条約」でも示されている「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という文章がある。保護者が子育ての責任を有するということはとても大事なことからこそ、行政としては何ができるのかといった事を描く必要があるのではないか。 ・今回の新制度の大きなポイントとして都市部での待機児童の解消があり、それだけではなく、3歳以上の子ども達に障害の有無や家庭の事情に関わらず、教育・保育を保障しようということがある。発達を保障できる環境を整備しようというもので、市では特に0～2歳の待機児童解消と在宅での子育てに寄り添う支援をどうするかということが車の両輪のようにある ・今回(新制度及び計画)の取り組みは待機児童対策の施設整備だけではなく、市でも0～2歳の8割が在宅なので、その在宅での子育て支援をどうするかに目を向けないと少子化に歯止めがきかない、子どもを生み育てることに夢をもつということにつながらないと考える ・このようなことを踏まえて、理念の中で、幼児期の教育の視点と在宅での子育て支援について包括していく ・このようなことを見る形で掲載する	ご意見をもとに第3章3(3)戦略的に取り組むためにを追加しましたまた、第3章1東大阪市次世代育成支援行動計画の施策展開との関係性を明確にしました(15ページ、40ページ)
5	5月27日	留守家庭児童育成クラブ	庁内修正	第3章2(7)留守家庭児童育成クラブについての文章を修正しました(35ページ)
6	6月5日	障害児および要保護・要支援児童	庁内修正	第3章2(5)の要保護・要支援児童の単語を変更しました(32ページ)
7	6月5日	親の子育て力の支援	庁内修正	第3章2(9)親の子育て力の支援についての項目を追加しました(37ページ)
8	6月12日	親の子育て力の支援	「親の子育て力の支援について」とあるが、子育て力というのはどのようなことでどのような部分が子育て力か分からない。	p37に親の子育て力の注釈を加えました
9	6月12日	計画の基本的な考え方	「計画の基本的な考え方」には「戦略的に取り組むために」の項目を入れて下さい。	p11「図 計画の基本的な考え方」の下部にp38～p41の施策展開の基本的な考え方を追加しました
10	8月11日	就学前児童の学校教育・保育に	教育・保育の見込み量について3～5歳の2号認定(認定こども園及び保育所)数と2号認定(幼児期の学校教育利用の希望が強い)の数が逆なのではないか	p47表の「3～5歳の需要量」の数値を修正しました
11	8月11日	親の子育て力の支援	親の子育て力について、母親の子育て力だけでなく父親を含めた子育てということを計画の中に反映させて下さい。	p37に父親の子育て力について表現を追加しました
12	8月11日	施策展開の基本的な考え方	計画の考え方において、公の果たす役割という表現が公立だけの印象を与える。公私の連携という部分が読み取りにくいのでは	p12の計画の考え方について表を整理するとともに、p38・39についても考え方を整理しました
13	8月11日	子育て支援員の確保と質の向上	・子育て支援員の養成や展開について、地域の子育てに関わる人の質の向上を応援するという視点を入れてほしい ・子育て支援員について潜在的に保育士資格を所持しているが、現在働いていない人をどのように子育て事業に関わらせるかという視点を盛り込んでほしい	p39の在宅の子育て支援の拡充において質の向上と人材の確保について修正しました

東大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者選考部会からの報告

【選考までの経過】

平成26年7月15日より、募集要項にもとづき幼保連携型認定こども園および小規模保育施設において整備による設置・運営法人の募集を行った。

平成26年8月4日から8月13日までの申請書類受付期間において、幼保連携型認定こども園が2件、小規模保育施設が12件の応募があった。

平成26年8月18日から8月21日までの書類審査を経て、8月23日、24日に面接審査を全ての応募事業者に対して実施をした。

書類審査及び面接審査をふまえ、選考部会において評価を行った結果、以下のとおり設置・運営事業者を選定した。

【選定結果】

(幼保連携型認定こども園)

C リージョン地域

◎学校法人 鴻池学園

D リージョン地域

◎学校法人 松葉学園

(小規模保育事業者)

A リージョン地域

◎株式会社 トレジャーキッズクラブ

B リージョン地域

◎一般社団法人 きらきら保育会

D リージョン地域

◎株式会社 Small Land

F リージョン地域

◎一般社団法人 かえる保育所

◎社会福祉法人 どんぐり福祉会

選 考 指 数

基 礎 指 数

居宅内外労働	主たる保育者が週5日以上、かつ40時間以上、居宅内外で働いており、それに見合う収入がある場合	82
	主たる保育者が週4日以上、かつ30時間以上、居宅内外で働いており、それに見合う収入がある場合	72
	主たる保育者が週3日以上、かつ12時間以上、居宅内外で働いており、それに見合う収入がある場合	62
	主たる保育者が週12時間以上、内職をしている場合	52
	主たる保育者の雇用主が配偶者又は親族で、週4日以上、かつ30時間以上、居宅内外で働いているが、それに見合う収入の証明がない場合	72
	主たる保育者の雇用主が配偶者又は親族で、週3日以上、かつ12時間以上、居宅内外で働いているが、それに見合う収入の証明がない場合	62
	主たる保育者が上記以外の就労等の場合	42
就 学	主たる保育者が週4日以上、かつ30時間以上、就学している場合	72
	主たる保育者が週3日以上、かつ12時間以上、就学している場合	62
	主たる保育者が上記以外の就学等の場合	42
疾病等	主たる保育者が長期入院している場合や常時寝たきりの状態である場合	91
	主たる保育者が通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合	81
	主たる保育者が慢性疾患又は長期疾病のため病床で過ごさないが、自宅での療養を指示されており保育が困難な場合	61
	主たる保育者が上記以外の疾病等で保育が困難な場合	41
障害等	主たる保育者が重度の障害を有する場合	91
	主たる保育者が中度の障害を有する場合	81
	主たる保育者が上記以外の障害を有する場合	61
介護・看護等	主たる保育者が同居の親族等を常時、介護又は看護している場合で、かつ介護又は看護を必要とする者が重度の障害者(児)又は疾病等による寝たきりの者である場合	83
	主たる保育者が介護又は看護により、保育が常時困難と認められる場合で、かつ介護又は看護を必要とする者が中度以上の障害者(児)又は慢性・長期疾病等で通院加療を要する者及び長期入院中の者である場合	63
	主たる保育者が上記以外の介護・看護等で保育が困難な場合	43
妊娠・出産等	主たる保育者が出産前後(産前産後8週間の期間)である場合	40
祖父母等と子どもの世帯	主たる保育者が週4日以上、かつ30時間以上、居宅内外で働いており、それに見合う収入がある場合	100
	その他の祖父母等と子どもの世帯	80
災害等	主たる保育者が居宅を失い又は破損し、その復旧にあたっている場合	100
関係機関及び施設の依頼等	特別な支援を要する児童として関係機関等から入所依頼等がある場合	100
就労確定	主たる保育者が週4日以上、かつ30時間以上、居宅内外で働くことが確定している場合	60
	主たる保育者が週3日以上、かつ12時間以上、居宅内外で働くことが確定している場合	50
	主たる保育者が上記以外で、居宅内外で働くことが確定している場合	40
就労希望	ひとり親世帯で主たる保育者が求職活動をしている場合、または生計中心者の失業等で主たる保育者が求職活動をしている場合	40
	主たる保育者が求職活動中の場合	20
その他	東大阪市外に居住している場合	10
	主たる保育者が求職活動をしていない場合又は上記以外の場合	0

調 整 指 数

調 整 指 数	
保護者状況による加点	
20	関係機関からの入所依頼がある場合等で、特別な支援を要する児童
3	主たる保育者が就労時間の延長を予定しており、延長後の就労時間が現在の基礎指数の区分より上位の区分に該当する場合
1	主たる保育者が保育士または幼稚園教諭として、就労中または就労が確定している場合
世帯状況による加点	
10	生活保護受給世帯(保育施設入所により自立が期待できる場合)
12	ひとり親世帯(就労・就労確定)
2	ひとり親世帯(上記及び就労希望を除く)
児童状況による加点	
11	兄弟姉妹が別々の認可保育施設に入所している場合(2園分離)
7	2歳クラスまでの保育施設の卒園予定児童で、保育の継続を図る必要がある場合(提携先のある園の卒園児を除く)
5	児童の兄弟姉妹が既に保育施設に入所している場合(2園分離加点世帯除く)
5	児童が認可外保育施設等に週3日以上かつ、主たる保育者の入所要件に見合う利用をしている場合

【特記事項】

○家庭状況等、特別な事情がある場合は、選考において配慮することができる。

○選考において、基準点が同じ場合、基礎点の高さ、希望順位の高さ、主たる保育者の週当たりの通算就労時間の長さ等について一定配慮することができる。

○主たる保育者が育児休暇中の場合、入所理由証明書等において、入所後速やかに就労復帰することが確認できる場合、就労に準じて選考するものとする

○2歳クラスまでの認可保育施設の卒園予定児が、提携先の施設において引き続き保育の実施を希望する場合、保育の継続性を図るために配慮することができる。

○家庭保育が可能な状況での認可外保育施設等の利用については、調整指数の加算対象としないものとする。

○「重度の障害」とは、療育手帳のA、身体障害者手帳の1級及び2級、精神障害者保健福祉手帳の1級に該当する場合。

○「中度の障害」とは、療育手帳のB1、身体障害者手帳の3級及び4級、精神障害者保健福祉手帳2級及び3級に該当する場合。

○主たる保育者とは、父子家庭を除き原則母親とする。

(あて先) 東大阪市長

受付印

平成 年 月 日

保護者名

印

住所 東大阪市

平成26年1月1日の住所 ☐ 上記と同じ☐ 上記以外 ()

電話 自宅 — —

携帯 (父) — —

(母) — —

支給認定希望区分

☐ 1号：幼稚園・認定こども園等での学校教育を希望

支給認定証番号（既に支給認定を受けている場合）

次のとおり、支給認定を申請します。

家族構成	父母及び同居所に住んでいる人全員（世帯分離している人も含む）について記入してください。				
区分	フリガナ 氏 名	児童と の続柄	生年月日	性別	通園通所している 施設名
申請児童		本人	H 年 月 日	男・女	
児童の 世帯員			S H 年 月 日	男・女	
			S H 年 月 日	男・女	
			S H 年 月 日	男・女	
			S H 年 月 日	男・女	
			S H 年 月 日	男・女	
			S H 年 月 日	男・女	

該当有無 当てはまるものに○をつけ、必要事項を記入してください（証明する書類の提出が必要です）。

生活保護受給	〔有・無〕	年 月 日 より〔受給中・申請中〕	担当ケースワーカー：
ひとり親世帯	〔有・無〕	離婚・未婚・離婚調停中・死亡・その他()	事由発生日 年 月 日
在宅障害者	〔有・無〕	氏名	手帳の種別〔身障 級・療育()・精神 級〕

利用を希望する期間、内定を受けた施設

利用を希望する期間	平成27年 4月 1日 から ☐ 小学校入学前まで ☐ 平成 年 月 日まで
内定を受けた施設名 (幼稚園・認定こども園名)	

【施設記載欄（施設（事業者）を経由して市町村に提出する場合）】

受付年月日	平成 年 月 日	
施設（事業者）名	(事業所番号：)	
担当者氏名 連絡先	(担当者)	(連絡先)
入所内定の有無	有(平成 年 月 日内定) ・ 無	
備考		

※本市記入欄	児童番号	区分	☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号
	支給認定証番号		(□標 □短)

同意書

- ① 東大阪市が施設型給付費の支給認定において、認定期間中必要な市民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること
- ② ①の情報に基づき決定した利用者負担額について、東大阪市が特定教育・保育施設等に対して提示すること

平成 年 月 日

(あて先)東大阪市長

上記①～③のことについて、同意します。

住 所 _____

父 _____ (印)

母 _____ (印)

同居の祖父 _____ (印)

同居の祖母 _____ (印)

※ ①について、平成27年8月以前に入所希望の場合で、平成26年1月1日現在東大阪市に住
民登録されていない方は、「平成26年度市町村民税・府(県)民税(非)課税証明書」を添付し
てください。

また、平成27年1月1日現在東大阪市に住民登録されていない方は、希望日に関係なく平成
27年6月以降発行の「平成27年度市町村民税・府(県)民税(非)課税証明書」も添付してくだ
さい。

※ 申請日現在生活保護を受給されている方は、「生活保護受給を証明する書類」を申請書に添
付してください。

記 入 の 注 意

1号認定簡易用

この支給認定申請書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ、入園を申し込んだ施設や事業者提出してください。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の申請書を用いてください。

- 1 保護者名、住所、電話番号を記入してください。平成26年1月2日以降に東大阪市へ転入の方については、保護者の平成26年1月1日の住所を記入してください。
- 2 「支給認定希望区分」の欄について、保育施設との併願を希望される場合は、本申請書（施設型給付費支給認定申請書）の提出は不要です。保育施設申請の際に支給認定の手続きを行ってください。
- 3 「支給認定証番号」の欄は、既に支給認定を受けている場合に記入してください。
- 4 「申請児童」の欄は「氏名」にフリガナを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。既に通園通所している幼稚園・保育所（園）・認定こども園・小規模保育施設がある場合は、「通園通所している施設名」の欄に記入してください。
- 5 「児童の世帯員」の欄は、申請児童本人以外の申請児童の両親及び同じ住所に住んでいる親族等の全員について記入してください。また、世帯員の中で申請児童の他に幼稚園・保育所（園）・認定こども園・小規模保育施設に通園通所している児童がいる場合は、当該児童に係る「通園通所している施設名」の欄に記入してください。
- 6 「生活保護受給」の欄は該当するものを○で囲んでください。「有」を選択される方は、受給開始日、担当ケースワーカー名を記入してください。
- 7 「ひとり親世帯」の欄は該当するものを○で囲んでください。「有」を選択される方は事由及び事由発生日を記入してください。
- 8 「在宅障害者」の欄は該当するものを○で囲んでください。「有」を選択される方はその方の氏名、手帳の種別を記入してください。
- 9 「利用を希望する期間」の欄は、小学校に就学するまでの間で利用を希望される期間を記入してください。
- 10 「内定を受けた施設名」の欄は、内定を受けた施設名を記入してください。
- 11 **施設記載欄については、記入しないでください。**
- 12 裏面の同意書には、住所、申請児童の両親及び同居の祖父母の氏名を記入し、世帯員それぞれについて押印をしてください。印については、全員同じ印を使用してもかまいません。

1号認定簡易用
記入例

施設型給付費支給認定申請書

平成 26年 10月 1日

(あて先) 東大阪市長

受付印

保護者名 花園 太郎

住所 東大阪市 荒本北一丁目1番1号

平成26年1月1日の住所 ☒ 上記と同じ

☐ 上記以外 ()

電話 自宅 06 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

携帯 (父) 090 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

(母) 080 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

支給認定希望区分

☐ 1号：幼稚園・認定こども園等での学校教育を希望

支給認定証番号（既に支給認定を受けている場合）

××記入不要××

次のとおり、支給認定を申請します。

家族構成 父母及び同住所に住んでいる人全員（世帯分離している人も含む）について記入してください。

区分	フリガナ 氏 名	児童と の続柄	生年月日	性別	通園通所している 施設名
申請児童	花園 一郎	本人	H 23 年 5 月 5 日	男・女	
児童の 世帯員	花園 太郎	父	S H 52 年 2 月 2 日	男・女	
	花園 花子	母	S H 54 年 9 月 9 日	男・女	
	花園 二郎	弟	S H 25 年 7 月 7 日	男・女	
	花園 ウメ	祖母	S H 25 年 3 月 3 日	男・女	
			年 月 日	男・女	
			年 月 日	男・女	
			年 月 日	男・女	

同居の祖父母は、世帯分離
をしていますが記入が必要です。

該当有無 当てはまるものに○をつけ、必要事項を記入してください(証明する書類の提出が必要です)。

生活保護受給	[有 (無)]	年 月 日 より [受給中 ・ 申請中]	担当ケースワーカー :
ひとり親世帯	[有 (無)]	離婚・未婚・離婚調停中・死亡・その他()	事由発生日 26年 6月 6日
在宅障害者	[有 (無)]	氏名 花園 ウメ	手帳の種別 [身障 4 級・療育()・精神 級]

利用を希望する期間、内定を受けた施設

利用を希望する期間	平成27年 4月 1日 から ☒ 小学校入学前まで ☐ 平成
内定を受けた施設名 (幼稚園・認定こども園名)	〇〇幼稚園

卒園まで入所希望の方は
こちらに☑をつけてください。

【施設記載欄（施設（事業者）を経由して市町村に提出する場合）】

受付年月日	平成 年 月 日
施設（事業者）名	()
担当者氏名 連絡先	(担当者)
入所内定の有無	
備 考	

××記入不要××

※本市記入欄

児童番号
支給認定証番号

区分

☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号
(☐ 標 ☐ 短)

同意書

- ① 東大阪市が施設型給付費の支給認定において、認定期間中必要な市民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること
- ② ①の情報に基づき決定した利用者負担額について、東大阪市が特定教育・保育施設等に対して提示すること

平成 **26**年 **10**月 **1**日

(あて先) 東大阪市長

上記①～③のことについて、同意します。

住 所	東大阪市荒本北一丁目1番1号		
父	花園 太郎		㊞
母	花園 花子		㊞
同居の祖父			㊞
同居の祖母	花園 ウメ		㊞

※ ①について、平成27年8月以前に入所希望の場合で、平成26年1月1日現在東大阪市に住民登録されていない方は、「平成26年度市町村民税・府(県)民税(非)課税証明書」を添付してください。

また、平成27年1月1日現在東大阪市に住民登録されていない方は、希望日に関係なく平成27年6月以降発行の「平成27年度市町村民税・府(県)民税(非)課税証明書」も添付してください。

※ 申請日現在生活保護を受給されている方は、「生活保護受給を証明する書類」を申請書に添付してください。

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育施設入所申込書

2号・3号認定用

(あて先) 東大阪市長



平成 年 月 日

支給認定希望区分 (いずれかに○をつけてください)

	保育所(園)・認定こども園等での保育を希望 ※3歳以上2号認定、3歳未満3号認定
	1号・2号併願：保育施設と幼稚園の併願希望 内定施設名 ()

保育の必要量の希望 (いずれかに○をつけてください)

	①保育標準時間(1日最長11時間)での保育
	②保育短時間(1日最長8時間)での保育

保護者名 (印)

住所 東大阪市

平成26年1月1日の住所 ☐ 上記と同じ

☐ 上記以外 ()

電話 自宅 - -

携帯 (父) - -

(母) - -

支給認定証番号 (既に支給認定を受けている場合)

次のとおり、支給認定を申請します。また、保育施設への入所を申し込みます。

家族構成	父母及び同住所に住んでいる人全員 (世帯分離している人も含む) について記入してください。				
区分	フリガナ 氏 名	児童との続柄	生年月日	性別	通園通所している施設名
申請児童		本人	H 年 月 日	男・女	
児童の世帯員			S H 年 月 日	男・女	
			S H 年 月 日	男・女	
			S H 年 月 日	男・女	
			S H 年 月 日	男・女	
			S H 年 月 日	男・女	
			S H 年 月 日	男・女	
			S H 年 月 日	男・女	

該当有無 当てはまるものに○をつけ、必要事項を記入してください(証明する書類の提出が必要です)。

生活保護受給	[有・無]	年 月 日 より [受給中・申請中]	担当ケースワーカー:
ひとり親世帯	[有・無]	離婚・未婚・離婚調停中・死亡・その他()	事由発生日 年 月 日
在宅障害者	[有・無]	氏名	手帳の種別 [身障 級・療育()・精神 級]

保育が必要な事由	父	☐ 就労 ☐ 疾病 ☐ 障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他 ()
	母	☐ 就労 ☐ 疾病 ☐ 障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 妊娠・出産 ☐ その他 ()
入所希望保育施設		入所希望期間※
第1希望		平成 年 月 日 から ☐ 小学校入学前 ☐ 平成 年 月 日 まで
第2希望		
第3希望		
第4希望		

※求職中の方の支給認定期間は、入所日より90日間となります。
※妊娠、出産による支給認定期間は出産後2か月までとなります。
※育児中の方は、入所日から1か月以内の職場復帰が必要となりますので、ご留意の上、入所希望日をご記入ください。

※本市記入欄	児童番号	区分	☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号
	支給認定証番号		(☐ 標 ☐ 短)

同意書

- ① 東大阪市が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定において、認定期間中必要な市民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること
- ② ①の情報に基づき決定した利用者負担額について、東大阪市が特定教育・保育施設等に対して提示すること
- ③ 東大阪市が児童の健康状況等について、関係機関(保健センター等)へ照会すること

平成 年 月 日

(あて先)東大阪市長

上記①～③のことについて、同意します。

住 所

父 ⑩

母 ⑩

同居の祖父 ⑩

同居の祖母 ⑩

※ ①について、平成27年8月以前に入所希望の場合で、平成26年1月1日現在東大阪市に住民登録されていない方は、「平成26年度市町村民税・府(県)民税(非)課税証明書」を添付してください。

また、平成27年1月1日現在東大阪市に住民登録されていない方は、希望日に関係なく平成27年6月以降発行の「平成27年度市町村民税・府(県)民税(非)課税証明書」も添付してください。

※ 申請日現在生活保護を受給されている方は、「生活保護受給を証明する書類」を申請書に添付してください。

記 入 の 注 意

2号・3号認定用

この支給認定申請書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ、各福祉事務所子育て支援係もしくは子ども子育て新制度準備課(施設や事業者を経由して提出する場合は、入園を申し込んだ施設や事業者)に提出してください。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の申請書を用いてください。

- 1 保護者名、住所、電話番号を記入してください。平成26年1月2日以降に東大阪市へ転入の方については、保護者の平成26年1月1日の住所を記入してください。
- 2 「支給認定希望区分」の欄について、保育施設のみを希望される場合は、「認定こども園・保育所等での保育を希望」に○をつけてください。幼稚園等と併願される方は、1号・2号併願に○をつけ、内定している施設があれば施設名を記入してください。
※認定区分について
1号 入園児の子どもの年齢が3歳以上で認定こども園・幼稚園での学校教育を希望される方
2号 入園児の子どもの年齢が3歳以上で認定こども園・保育所(園)での保育を希望される方
3号 入園児の子どもの年齢が3歳未満で認定こども園・保育所・小規模保育施設での保育を希望される方
- 3 「保育の必要量の希望」の欄は、希望するものに○をつけてください。
※なお、保育の必要量については、保護者の保育を必要とする事由によって判定します。就労の状況等によっては希望に添えない場合があります。
- 4 「支給認定証番号」の欄は、既に支給認定を受けている場合に記入してください。
- 5 「申請児童」の欄は「氏名」にフリガナを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。既に通園通所している幼稚園・保育所(園)・認定こども園・小規模保育施設がある場合は、「通園通所している施設名」の欄に記入してください。
- 6 「児童の世帯員」の欄は、申請児童本人以外の申請児童の両親及び同じ住所に住んでいる親族等の全員について記入してください。また、世帯員の中で申請児童の他に幼稚園・保育所(園)・認定こども園・小規模保育施設に通園通所している児童がいる場合は、当該児童に係る「通園通所している施設名」の欄に記入してください。
- 7 「生活保護受給」の欄は該当するものを○で囲んでください。「有」を選択される方は、受給開始日、担当ケースワーカー名を記入してください。
- 8 「ひとり親世帯」の欄は該当するものを○で囲んでください。「有」を選択される方は事由及び事由発生日を記入してください。
- 9 「在宅障害者」の欄は該当するものを○で囲んでください。「有」を選択される方はその方の氏名、手帳の種別を記入してください。
- 10 「保育が必要な事由」については、父母それぞれに該当するすべての口にチェック(☑)してください。
- 11 「入所希望保育施設」の欄は、希望する保育施設名を最大4園まで記入してください。専願の方は第1希望の欄にのみ記入してください。
- 12 「入所希望期間」について、小学校に就学するまでの間で、保育が必要な事由に該当すると見込まれる期間の範囲内で希望する期間を記入してください。
- 13 裏面の同意書には、住所、申請児童の両親及び同居の祖父母の氏名を記入し、世帯員それぞれについて押印をしてください。印については、全員同じ印を使用してもかまいません。

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育施設入所申込書

平成 26年 10月 1日

(あて先) 東大阪市長

受付印

2号・3号認定用
記入例

保護者名 花園 太郎

住所 東大阪市 荒本北一丁目1番1号



支給認定希望区分 (いずれかに○をつけてください)

☐ 保育所(園)・認定こども園等での保育を希望する
※3歳以上2号認定、3歳未満3号認定

1号・2号併願：保育施設と幼稚園の併願希望
内定施設名 ()

内定している幼稚園がある方は
施設名をご記入ください。

電話 自宅 06 - 0000 - 0000

携帯 (父) 090 - 0000 - 0000

(母) 080 - 0000 - 0000

保育の必要量の希望 (いずれかに○をつけてください)

☐ ①保育標準時間(1日最長11時間)での保育

②保育短時間(1日最長8時間)での保育

支給認定証番号 (既に支給認定を受けている場合)

××記入不要××

次のとおり、支給認定を申請します。また、保育施設への入所を申し込みます。

家族構成 父母及び同居所に住んでいる人全員 (世帯分離している人も含む) について記入してください。					
区分	フリガナ 氏 名	児童との 続柄	生年月日	性別	通園通所している 施設名
申請児童	花園 二郎	本人	H 25 年 1 月 1 日	男・女	
児童の 世帯員	花園 太郎	父	S H 52 年 2 月 2 日	男・女	別居中
	花園 花子	母	S H		
	花園 一郎	兄	S H 23 年 5 月 5 日	男・女	〇〇保育園
	花園 ウメ	祖母	S H 25 年 3 月 3 日	男 女	
			年 月 日	男・女	
			S H 年 月 日	男・女	

家庭事情等、特に記載しておくべきことが
あれば、こちらにご記入ください。

同居の祖父母は、世帯分離
をしていても記入が必要です。

該当有無 当てはまるものに○をつけ、必要事項を記入してください(証明する書類の提出が必要です)。

生活保護受給	[有・無]	年 月 日 より [受給中・申請中]	担当ケースワーカー :
ひとり親世帯	[有・無]	離婚・未婚・離婚調停中・死亡・その他 ()	事由発生日 26年 6月 6日
在宅障害者	[有・無]	氏名 花園 ウメ	手帳の種別 [身障 4 級・療育 ()・精神 級]

保育が必要な 事由	父 ☒ 就労 ☐ 疾病 ☐ 障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他 ()	母 ☒ 就労 ☐ 疾病 ☐ 障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 妊娠・出産 ☐ その他 ()
入所希望保育施設	入所希望期間	卒園まで入所希望の方は こちらに☑をつけてください。
第1希望 〇〇保育園	平成 年 月 日 から	☒ 小学校入学前
第2希望 □□保育所		☐ 平成 年 月 日 まで
第3希望 △△保育園	※求職中の方の支給認定期間は、入所日より90日間となります。 ※妊娠、出産による支給認定期間は出産後2か月までとなります。 ※育児中の方は、入所日から1か月以内の職場復帰が必要となりますので、ご留意の上、入所希望日をご記入ください。	
第4希望		

※本市記入欄

児童番号

支給認定証番号

区分

□1号 □2号 □3号

(□標 □短)

同意書

- ① 東大阪市が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定において、認定期間中必要な市民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること
- ② ①の情報に基づき決定した利用者負担額について、東大阪市が特定教育・保育施設等に対して提示すること
- ③ 東大阪市が児童の健康状況等について、関係機関(保健センター等)へ照会すること

平成 **26**年 **10**月 **1**日

(あて先)東大阪市長

上記①～③のことについて、同意します。

住 所	<u>東大阪市荒本北1丁目1番1号</u>		
父	<u>花園 太郎</u>		⑩
母	<u>花園 花子</u>		⑩
同居の祖父			⑩
同居の祖母	<u>花園 ウメ</u>		⑩

※ ①について、平成27年8月以前に入所希望の場合で、平成26年1月1日現在東大阪市に住民登録されていない方は、「平成26年度市町村民税・府(県)民税(非)課税証明書」を添付してください。

また、平成27年1月1日現在東大阪市に住民登録されていない方は、希望日に関係なく平成27年6月以降発行の「平成27年度市町村民税・府(県)民税(非)課税証明書」も添付してください。

※ 申請日現在生活保護を受給されている方は、「生活保護受給を証明する書類」を申請書に添付してください。

〒999-9999

住所
方書

花園 太郎 様

99999 号

平成 26 年 10 月 30 日

子ども・子育て支援 支給認定証（案）

花園 太郎 様

東大阪市長

公印

次のとおり、支給認定したことを証明します。
記

支給認定証番号	1234567890		
児 童 氏 名	花園 二郎		
児童生年月日	平成 24 年 4 月 1 日	性別	男
保 護 者 氏 名	花園 太郎	保護者生年月日	昭和 60 年 4 月 1 日
住 所	〒999-9999 住所 方書		
支 給 認 定 区 分	2 号認定		
保育事由	就労		
保 育 必 要 量	保育標準時間		
有 効 期 間	平成 27 年 4 月 1 日 から 平成 30 年 3 月 31 日 まで		

教示文と注意書を記載予定

問合せ先

東大阪市子どもすこやか部

子ども・子育て新制度準備課

TEL 06-4309-3202